



BCP 計画書

本計画は、道の駅「グランテラス筑西」が災害発生時においても、所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮されることを目的とする業務継続計画（Business Continuity Plan）として策定するものです。

策定日：2024年1月
改訂日：

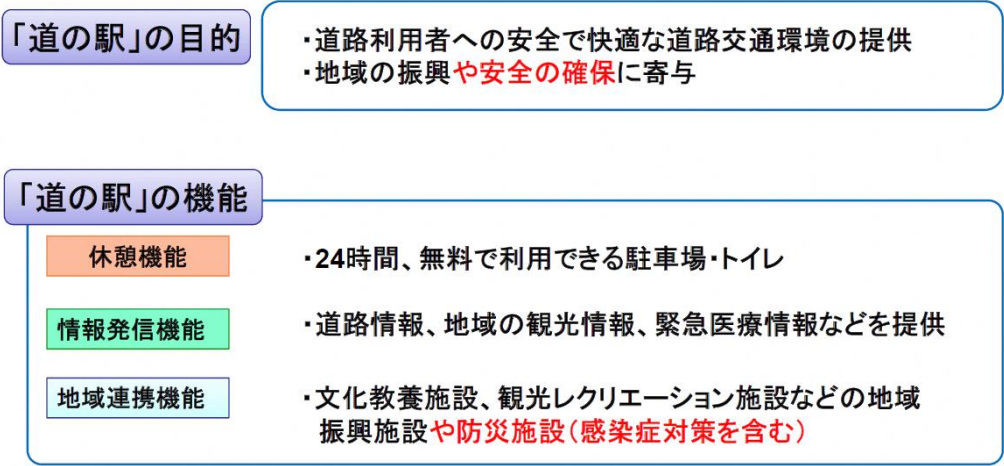
道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP） 目次

1. はじめに	1
1.1.業務継続計画（BCP）策定の概要	2
1.2.関連資料の収集.....	5
2. 道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）の基本的な考え方.....	18
2.1.基本方針.....	18
2.2.運用体制.....	18
2.2.1 運用体制	19
2.2.2 定期訓練の計画及び実施方法	19
2.3.継続体制向上のための PDCA サイクルの考え方	24
2.4.危機事象の想定.....	26
2.4.1.本計画で想定する災害	26
2.4.2.想定されるリスク、対応すべきリスク	40
2.5.災害発生時の重要業務の設定	41
2.6.必要資源の現状把握	42
2.6.1.参集可能人員の整理.....	42
2.6.2.ライフラインの整理.....	42
2.6.3.災害用備蓄品の整理.....	43
2.6.4.防災拠点自動車駐車場に関する備品の整理	44
3.災害時の重要業務の行動計画.....	45
3.1.夜間等の営業時間外の行動計画	46
4.行動計画の個別内容	47
4.1.1.従業員・来客者の安否確認	48
4.1.2.施設営業の可否判断（従業員の出勤可否）	49
4.1.3.負傷者の救助・救援	50
4.1.4.使用可能エリアの確認.....	51
4.1.5.二次災害の防止(建物・設備の被害状況の確認).....	52
4.1.6 二次災害の防止（初期消火、水防止機材の用意設置等）.....	53
4.1.7.既設トイレの使用可否確認	54
4.1.8.災害用設備の起動（非常用発電装置、貯水槽関係の起動）	55
4.2.1.一時避難場所としての使用可否判断.....	56
4.2.2.一時避難場所の開設準備	57
4.2.3.一時避難場所への誘導、受入.....	58
4.2.4.在庫商品の搬出・避難場所への配布.....	59
4.3.1.関係各所への速報情報伝達	60
4.3.2.人的被災、設備被災を踏まえた支援要請、避難状況の伝達	61
4.3.3.利用者、避難者等への情報提供	62
4.4.緊急活動拠点スペースの確保.....	63
4.5.災害活動拠点スペースの確保(広域防災拠点・防災拠点自動車駐車場となる場合を含む)	64
4.6.1.汚損、水没箇所の一時封鎖	65

4.6.2.施設機能復旧（施設洗浄・消毒、除水、除雪、汚泥除去等）	66
4.7.1.再開にむけた対応戦略の立案	67
4.7.2.人員、スペース、商品の確保	68
4.7.3.建物・設備の修理等手配	69
4.8.1.感染症の予防や拡大防止対策の実施	70
5.その他資料（マニュアル類、チェックリスト等）	71

1. はじめに

「道の駅」は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能を併せ持つことを基本コンセプトとして全国で整備されてきました。近年その役割は多様化し、防災拠点機能や地域活性化の拠点機能等を兼ね備えるなど拡充が図られています。災害が起きた際、「道の駅」が①防災拠点機能を適切に発揮しつつ②生活拠点機能の早期再開を目指すためには、災害時に「道の駅」が優先して実施すべき業務を明確し、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ事前準備や体制等を整理して明確化するため、業務継続計画（BCP = Business Continuity Plan）の策定が重要です。



『「道の駅」の防災機能強化について』（国土交通省）より引用

道の駅「グランテラス筑西」においても、業務継続計画（BCP）を策定することで、筑西市にて大規模災害が発生した場合にて、道の駅「グランテラス筑西」が有する防災拠点機能を迅速かつ円滑に発揮させることが期待できます。また、道の駅「グランテラス筑西」は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持その他の広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められ、「防災拠点自動車駐車場」として指定されています。「防災拠点自動車駐車場」として指定された範囲は、災害時には防災拠点としての利用以外を禁止・制限することが可能です。業務継続計画（BCP）を策定する上で、「防災拠点自動車駐車場」としての取り組みを考慮することで、広域災害応急対策の機能の実効性を高めることも期待できます。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）は、「道の駅における BCP 策定ガイドライン（国土交通省道路局企画課評価室編）令和3年8月」「道の駅 BCP 策定マニュアル（一般社団法人全国道の駅連絡会）令和3年8月」を参考に、道の駅「グランテラス筑西」を管理・運営する道の駅指定管理者「株式会社ちくせい夢開発」及び設置者である筑西市や関係機関との連携によって策定し運用していくものとします。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）の内容は、毎年度の事業計画作成時もしくは年度報告作成時に更新し、指定管理者から設置者に提出する必要書類に加えるものとします。

また定期的な防災訓練によって明らかになった課題、実際の災害発生時対応を基に振り返りした内容を時点更新することで常に改訂を行うことを前提とする資料となります。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）：本項のポイント	
(1) 本計画書以外にも道の駅運営事業者として筑西市に提出するその他関連書類が多々あることから、年度の事業計画書や報告書と合わせて更新の詳細有無に関わらず提出書類一式に本計画書も含めて毎年提出する。	
(2) 定期訓練や実際の災害発生時での課題、気づき、振り返りを持って、本計画書の必要項目の時点更新を行うものとする。	
作成日：2024 年 1 月	改訂日：

1. 1. 業務継続計画（BCP）策定の概要

業務継続計画（BCP）とは、地震や風水害、感染症の流行といった緊急事態に対して、重要な業務を継続、または早期に復旧するために、予め準備しておく計画です。

業務継続計画（BCP）策定の目的は、限られた資源の中で、継続する必要がある業務と休止する業務を振り分け、継続する業務については被害を受けても実施できるように対策を講じておくことで、緊急事態が発生しても業務を続けられるようにすることです。

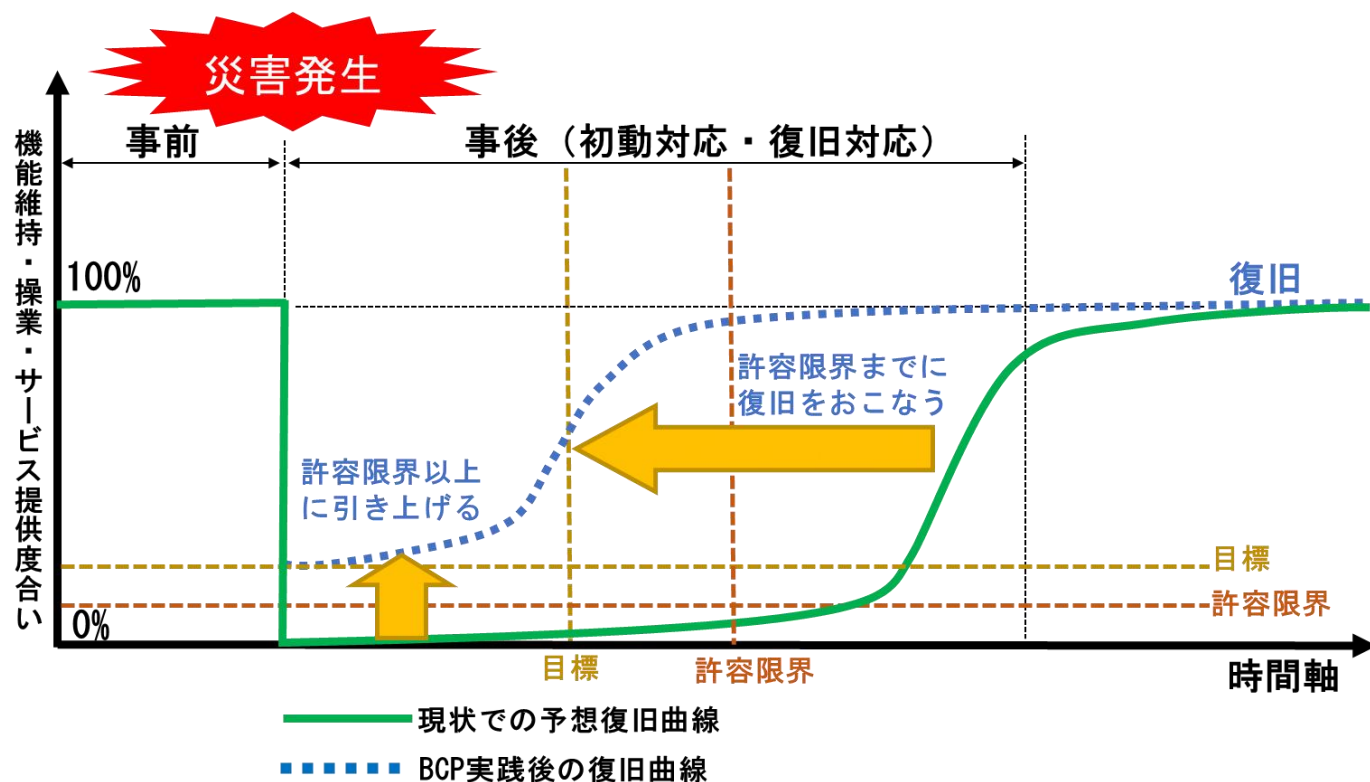
大規模災害が発生した場合、経営や管理運営等の業務を継続するための資源（人員、施設や設備、資金、情報といった経営や管理運営等に欠かせないもの）が通常時のように利用できなくなります。また業務が中断することでの影響、復旧までの時間的な猶予も大きな問題となってきます。

業務が中断した際の対応及び手順として、業務復旧までの時間軸設定、対応水準や優先順位等を設定した業務継続計画（BCP）を策定して実践している場合とそうでない場合とで、災害が発生してから時間の経過とともに機能維持・操業・サービス提供の度合いの回復状況の概念を示した物が下図となります。

業務継続計画を策定していない場合（緑線）では、災害が発生すると機能維持・操業・サービス提供の度合いがゼロになり、利用者に提供するサービス水準が許容限界を下回ります。また時間軸としても事業者が復旧にかかる時間及び利用者が復旧を待てる時間の許容限界を超えてしまい、業務が継続できなくなる可能性が生じます。

業務継続計画（BCP）を実践している場合（青点線）では、災害が発生しても許容限界を上回るサービス水準を確保すると共に、時間軸としても許容限界を迎える前に復旧が行えます。

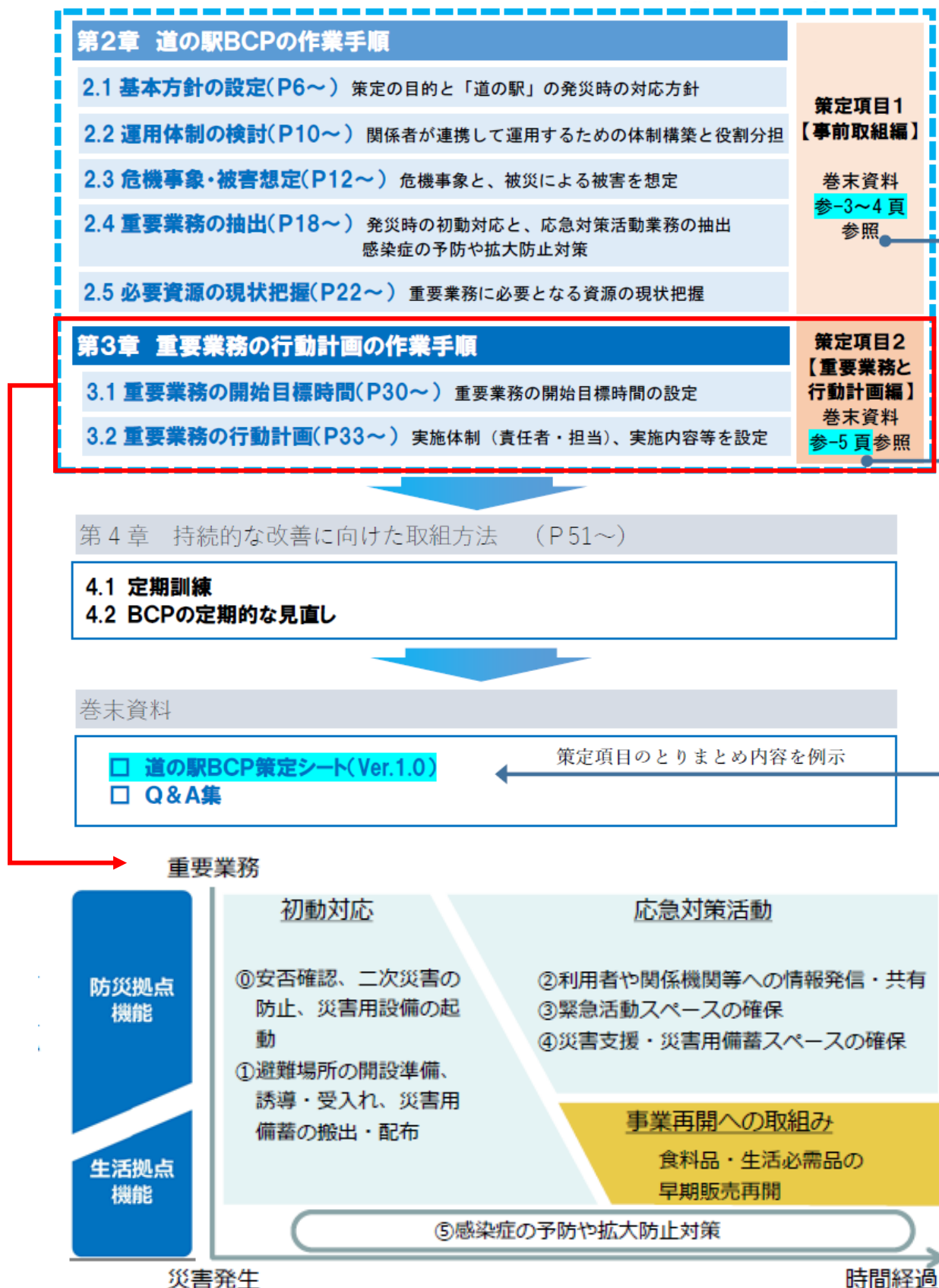
損失を最低限度に抑えながら早期に復旧を行い業務の継続性を担保するため、業務継続計画（BCP）を定めることが重要となります。



業務継続計画（BCP）の概念図 「防災白書（国土交通省）」より引用

「道の駅における BCP 策定ガイドライン」では、道の駅における業務継続計画（BCP）として、災害が起きた際に道の駅が防災拠点機能を適切に発揮するとともに、生活拠点機能の早期再開を目指すため、発災時で道の駅が優先して実施すべき業務（以下「重要業務」）を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ事前準備や体制等を整理したもの、と定めています。

本計画書では、以下の図に示した「基本方針の設定」「運用体制の検討」「危機事象・被害想定」「重要業務の抽出」「必要資源の現状把握」の内容について主に検討を行っている。抽出した重要業務を対象として、いつまでに開始すべきか、業務の優先度を踏まえながら設定する必要がある。



全体構成・重要業務の想定図 「道の駅におけるBCP策定ガイドライン」より

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）のポイント

「道の駅における BCP 策定ガイドライン」を踏まえ、本計画書では、以下の内容について主に検討を行っている。

（１）基本方針の設定

- ・設置者である筑西市と共に、道の駅 BCP 策定の目的、発災時に何を優先すべきか対応方針を検討。

（２）運用体制の検討

- ・発災時に「道の駅」関係者が連携して行動を行うため、道の駅「グランテラス筑西」を管理・運営する道の駅指定管理者「株式会社ちくせい夢開発」の体制構築、ならびに関係者の役割を検討。

（３）危機事象・被害想定

- ・道の駅「グランテラス筑西」が直面すると考えられる大規模災害等について、茨城県及び筑西市の各種関連資料及び記録より検討。

（４）重要業務の抽出

- ・道の駅「グランテラス筑西」の有する防災拠点機能を踏まえ重要業務を抽出し、行動計画を検討。

（５）必要資源の現状把握

- ・発災時の重要業務で必要となる、人的資源（参集可能人数）、物的資源（ライフラインのバックアップ、災害時備蓄等）、災害用設備手順書等を検討。

作成日：2024 年 1 月

改訂日：

1. 2. 関連資料の収集

「道の駅における BCP 策定ガイドライン」「道の駅 BCP 策定マニュアル」以外にも、道の駅「グランテラス筑西」に関連する以下の資料から、道の駅「グランテラス筑西」の防災に関する定義や記載、位置づけや対応等の情報を整理し、内容に不整合が生じない様にする必要がある。

位置づけ	内容
関係機関及び 関連計画にお ける位置づけ	・茨城県広域道路交通計画 ・茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画 ・茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編） ・筑西市地域防災計画（地震災害対策計画編） ・筑西市災害時受援計画 ・筑西市業務継続計画 道路管理者 (国・県・市等) 道の駅 設置者・運営 地方自治体 (県市町村) ・筑西市「道の駅」基本構想・基本計画 ・道の駅グランテラス筑西 管理運営に関する基本協定書 ・道の駅グランテラス筑西 指定管理業務に関する仕様書 ・道の駅グランテラス筑西 事業計画書

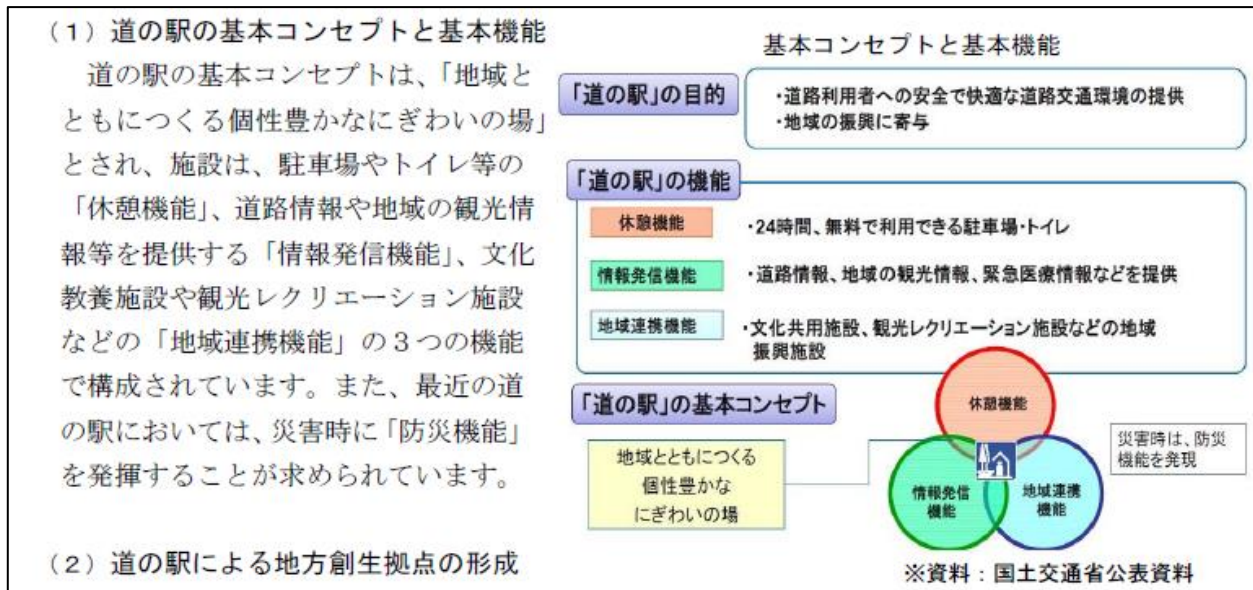
道の駅 設置者・運営者による資料	
(1) 筑西市「道の駅」基本構想・基本計画	平成 28 年 3 月（筑西市）
(2) 道の駅グランテラス筑西 管理運営に関する基本協定書	平成 31 年 4 月（筑西市・株式会社ちくせい夢開発）
(3) 道の駅グランテラス筑西 指定管理業務に関する仕様書	（筑西市）
(4) 道の駅グランテラス筑西 事業計画書	令和 5 年 2 月（株式会社ちくせい夢開発）
地方自治体（県・市）、道路管理者による資料	防災に関する道の駅の位置づけ
(5) 茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編） 令和 5 年 1 月改定	防災拠点、災害直後に地域の避難所、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点、緊急物資の集積・分配、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として道の駅が位置づけられている（道の駅グランテラス筑西の明記はない）
(6) 茨城県広域道路交通計画 令和 3 年 6 月策定	交通・防災拠点、広域的な復旧・復興支援拠点として道の駅が位置づけられている 防災施設の例として道の駅グランテラス筑西が明記されている
(7) 茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画 令和 4 年 3 月改定	中枢となる拠点と連携して、各分野の中核的な役割を担う拠点及び被災後の生活上重要な防災拠点（B ランク）として道の駅グランテラス筑西が明記されている
(8) 筑西市地域防災計画（地震災害対策計画編） 令和 3 年度修正	広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点、緊急物資の集積・分配、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として道の駅が位置づけられている 後方支援拠点として道の駅グランテラス筑西が明記されている
(9) 筑西市災害時受援計画 令和元年 8 月策定	道の駅が位置づけられていない
(10) 筑西市業務継続計画 平成 31 年 2 月策定	道の駅が位置づけられていない

道の駅「グランテラス地規制」業務継続計画（BCP）：本項のポイント	
・道の駅の BCP を作成した以降、年度毎に参考資料の更新や改訂が行われることが望ましい。	
・6 頁～17 頁にかけては関連資料の収集につき、適宜更新された内容の確認を行うことが望ましい。	
作成日：2024 年 1 月	改訂日：

下記に、各関連資料から、道の駅の防災に関連する記載を抜粋する。

(1) 筑西市「道の駅」 基本構想・基本計画

【1-1 頁：道の駅の基本コンセプトと基本機能より】



【1-6 頁：道の駅の整備目的と整備コンセプトより 1/2】

2. 道の駅の整備目的と整備コンセプト

特徴及び課題を踏まえ、筑西市「道の駅」の整備目的と、整備目的を実現するための整備コンセプト及び基本方針を、以下のように設定します。

【整備目的】

- 市民が自ら“活力”を創出する
- 市民の交流を促進する
- 地域の特性を活かした新たな“魅力”を創出する
- 筑西市の情報を発信・PRし、ひとを呼び込む

【整備コンセプトと基本方針】

fun ! fan ! fan ! ～みんなが楽しい道の駅～

「市民」も「来訪者」も、「男性」も「女性」も、「子供」も「大人」も、
「消費者」も「生産者」も「運営者」も、みんなが楽しめる

「fun」＝ 楽しさ、おもしろさ が、
「fan」＝ 周辺地域へと広がり、
「fan」＝ ファン、応援者 が生まれる「場」を目指します。

基本方針1：市民が育てる道の駅

市民が「運営者」として、「客」として道の駅に主体的に関わることで、新たな「魅力」「活動」「コミュニティ」が生まれ、どんどん進化する「場」をつくります。

基本方針2：市民活動のステージとなる道の駅

市民が集まりやすく使いやすい、活動と交流の「場」をつくります。

基本方針3：「筑西の農力」が発揮される道の駅

筑西が誇る「農」の多様な活用により、個性と魅力を創造・発信する「場」をつくります。

基本方針4：地域内外から人を呼び込む道の駅

個性と魅力が周辺地域に広がり、ファンになった人々が集まりたくなる、ずっと居たくなる、また来たくなる「場」をつくります。

基本方針5：防災について学び、備える道の駅

市民が「防災」について学び、平時だけでなく災害時も拠り所となる「場」をつくります。

4-2-2 情報発信機能

①情報発信施設

道の駅のお得な情報、筑西市内の観光情報及び道路情報を紹介するインフォメーション機能

- ・ 鮭の遡上、明野のひまわり、筑波山の景観等、筑西市が誇る観光情報を積極的に発信します。
- ・ デジタルサイネージ（※看板やポスターを電子化し、液晶パネルやプロジェクターなどに画像や動画を配信するメディア）による情報発信や人工知能ロボットによる案内等、遊び心ある機能を付加し、来訪者が楽しく情報収集ができるよう工夫します。
- ・ 交通情報や災害情報の最新情報がわかりやすく表示される機器を設置するとともに、道路情報や地域の観光情報を簡単に入手することができる情報端末やアプリの開発を検討します。
- ・ 無料 Wi-Fi サービス（トップ画面で筑西市「道の駅」を紹介）を導入します。
- ・ 農業の仕組み、農産物に関わる多様な知識、地域における農業体験及び移住を伴う就農支援など、筑西市の「農」に関する情報コーナーの設置について検討します。
- ・ 水害等災害の記憶の風化を防ぎ市民の防災意識を促進するため、災害の記録展示や災害発生時の行動等についての展示を検討します。

4-2-4 防災機能

市民が防災について考え、備える機会の提供

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーによる非常用電源設備を設置します。
- ・イベントやセミナーの開催、情報掲示によりエネルギーについて考える機会を設けます。
- ・道の駅が道路施設であるところを活用し、交通安全イベントの実施を検討します。
- ・市民の防災意識を醸成するため、被災記録の展示コーナーの設置を検討します。
- ・楽しみながら親子で防災の知識を身に付けられるような教育イベントや防災かまどの設置によるアウトドアクッキングなどを検討し、多数の市民が防災について考えるための機会を創出します。
- ・AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、万一の際に適切な運用ができるよう、施設スタッフに対し講習会を開催します。
- ・災害発生時には後方支援活動やボランティア活動の拠点として機能するよう設備等に配慮します。



AED講習（群馬県立敷島公園）

【市民活動のイメージ】

- ・自治会等、地域組織と連携した防災訓練、防災イベントの実施。

（2）道の駅グランテラス筑西 管理運営に関する基本協定書

【2 頁：緊急時の対応より】

（緊急時の対応）

- 第8条 指定期間中、本業務の実施に関連して、事故、災害その他の緊急事態が発生したときは、乙は直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係者に通報するものとする。
- 2 乙は、事故等が発生した場合には、甲に対して随時報告を行うとともに、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 乙は、災害が発生した場合には、避難所等の開設及び運営について、別記1「災害時における避難所等の開設及び運営に関する特記事項」に基づき、施設管理者として甲に協力しなければならない。

【別記 1】

災害時における避難所等の開設及び運営に関する特記事項

(趣旨)

第 1 災害時に、甲が本施設を避難場所、避難所、物資の配送拠点、その他甲が指定する用途（以下「避難所等」という。）として使用する場合における、避難所等の開設及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(災害時対策)

第 2 「筑西市地域防災計画」に基づく避難所等に指定されている施設にあつては、乙は、甲の設置する筑西市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の指示に従い、避難所等の開設及び運営について、施設管理者として甲に協力しなければならない。

2 「筑西市地域防災計画」に基づく避難所等に指定されていない施設において、対策本部から避難所等の開設及び運営について協力要請があったときは、乙は、施設管理者として甲に協力するものとする。

3 乙は、災害発生時の緊急連絡網を作成するとともに、災害時の連絡先等をあらかじめ甲に報告するものとする。

4 乙は、災害発生時の対応マニュアルを作成し職員に周知するとともに、随時必要な訓練を行うものとする。

(避難所等)

第 3 乙は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、甲が本施設を避難所等として使用する場合、対策本部の指示に従い避難所等の開設に協力するものとする。

2 乙は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合、速やかに対策本部へ報告するものとする。

(一部の業務実施の免除等)

第 4 避難所等の開設及び運営への協力により本施設の通常利用の制限を伴う場合、乙は避難所等の開設及び運営への協力により影響を受ける限度において、本施設の管理運営業務を実施する義務を免れるものとする。

2 避難所等の開設及び運営への協力により本施設の通常利用の制限を伴う場合の損失の補填等については、甲乙間で協議することとする。

3 乙は、避難所等の開設及び運営への協力に係る業務内容及び経費について、甲に書面をもって適宜報告するものとする。

4 避難所等の開設及び運営への協力により発生した人件費などの必要経費の費用負担については、甲乙協議により決定するものとする。

(その他)

第 5 本協定及びこの特記事項に定める災害時の対応について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(3) 道の駅グランテラス筑西 指定管理業務に関する仕様書

【7 頁：防火・防災対策等の安全管理に関する業務より】

(11) 防火・防災対策等の安全管理に関する業務

- ア 指定管理者は、社員の中から防火管理者を選任し、施設の消防計画を作成すること。
- イ 消防計画に基づき、飲食物販施設出店者等と協力し、消防訓練を実施すること。
- ウ 事故等が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ緊急時における対応マニュアルを作成し、市に提出すること。
- エ 事故や急病等が発生した場合には、負傷者、急病人の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- オ 地震、火災など災害が発生した場合には、迅速かつ的確に情報を利用者に伝達するとともに避難誘導体制を確立し、安全確保に取り組むこと。
- カ 事故等については、直ちに書面にて市に報告し、その指示に従うこと。
- キ 高齢者、障害者等の弱者への配慮をすること。
- ク 盗難等事故の防止措置をとること。

【7 頁：大規模災害時の役割より】

(12) 大規模災害時の役割

- 市からの要請に基づき、下記事項について協力すること。
- ア 一時避難場所として施設を提供すること。
- イ トイレ、飲料水、食料等その他必要な物を提供すること。
- ウ 救援物資の運送に係る拠点・中継基地として提供すること。
- エ 防災関係機関（消防、医療等）へ活動拠点として提供すること。
- オ 道路情報、被災情報、風評被害対策等の情報を提供すること。
- カ 広域避難における中継・休憩施設を提供すること。
- キ 市及び国・県等の関係機関と連携すること。

17 災害等発生時の対応

指定管理者は、次のとおり災害等発生時及び緊急事態に備えるものとする。

(1) 防火管理者の選任

消防法第8条第1項による防火管理者を定めること。（総括責任者等が兼ねることができる。）また、消防計画書を作成し、緊急時に備え消防訓練を実施すること。

(2) マニュアル等の作成

災害等発生時の緊急事態に備え危機管理体制を構築し、危機管理対応マニュアル等を作成のうえ、全職員に周知徹底を図り随時防災訓練等を行うこと。

（避難訓練、CPR、AED使用訓練等）

(3) 災害発生時の対応

災害等発生時においては、市及び関係機関と連絡を密にし、協力体制を構築すること。なお、災害の状況に応じて、市及び関係機関が道の駅を使用する場合があるので、協力すること。

(4) 道の駅グランテラス筑西 事業計画書

3 施設の維持管理業務の向上に向けた取組

法定点検等の実施が求められる施設維持管理はもちろんのこと、来場者にとって心地よく安全な環境を提供すべく、清掃等に関しても質の高いサービスを提供する。オープン4年を経過し、点検確認を実施した上で必要であれば修繕を行う。

4 安心安全に向けた取組

全社員が来場者の安心安全を最優先にした運営を心掛けるとともに、社員にとっても安全な運営を心掛けていく。

新型コロナウイルス感染症の規制緩和後も、安心安全な施設運営を心掛けていく。

【危機管理体制について】

施設を安心・安全に利用いただくため、各種法令に基づき、販売する商品、施設設備の安全確保に努める。特に、農産物や加工品等の販売に関しては、出荷者に対しての安全性に対しての注意喚起に努めるとともに、販売時の商品管理も徹底する。なお、有事の際には、担当⇒課長⇒駅長と迅速な報告を行う。

(5) 茨城県地域防災計画

【茨城県地域防災計画より抜粋】

第2章 災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくり 第1 防災まちづくりの推進

間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 防災拠点の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備及び指定

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】

1) 防災基地の整備

県は、非常時においては、県災害対策本部機能をバックアップし、平常時においては、防災教育機能を有する防災基地を県内に1箇所整備することを目標とする。

2) 広域活動拠点（防災公園）の整備

県は、市町村が行う応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用し、物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努める。

3) 河川施設、下水道施設等を活用した防災活動拠点の整備

河川沿線の河川防災ステーション、下水道処理場敷地等を活用して防災活動拠点を整備する。

4) 港湾・漁港における防災拠点等の整備

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、災害直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急物資輸送等を行う拠点として、また、被災地の復旧・復興の支援拠点として、港湾・漁港整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

5) 道の駅における防災拠点等の整備

道の駅の持つ機能を活かし、災害直後は地域の避難所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、設置者である市町村と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。

6) 後方支援拠点の指定

自衛隊・消防・警察等の広域支援部隊のベースキャンプ機能や車両の待機場としての機能を有する後方支援拠点を、県内各地区に指定する。

7) 物資拠点の指定

県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ① 消防組織法第44条の規定に基づき他都道府県の消防力の応援を消防庁長官に対し要請する。
- ② 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

(3) 自主防災組織等による救助・救急活動

【住民（自主防災組織等）】

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(4) 被災地域外の市町村、県、国機関等による救助・救急活動

国土交通省、高速道路会社及び市町村等は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援に努めるものとする。

3 水害防止活動

【水防管理団体、市町村、県（土木部）】

災害時における水防活動は、市町村地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び市町村の措置

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者又は市町村長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 県の措置

県は、地震による洪水又は津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

1) 水防情報の収集・伝達

- ① 水防警報の発表及び伝達
- ② 気象予警報等の伝達
- ③ 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- ④ 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

2) 水防に関する指示等

広域道路交通計画

(2) 防災機能を備えた「道の駅」の整備推進と防災拠点（SA・PA、道の駅等）へのアクセス強化推進

道の駅については、近年、基本機能である休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の他、防災機能が期待されている。そのため、災害直後には地域の避難所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、道の駅設置者である市町村と連携を図りながら緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等の救援活動等の拠点となるように整備を推進する。

防災機能としては、BCP 策定等による災害時の体制づくりや、防災設備の整備や拡充など、ハード・ソフト両面から整備を推進する。なお、今後は県内の道の駅において、既設・新設に関わらず、防災施設の整備や拡充を図ることにより、広域防災拠点としての機能を備えた道の駅整備を推進する。また、SA・PA や道の駅等、既存ストックを有効活用するため、スマート IC の整備やアクセス道路の整備など防災拠点（SA・PA、道の駅等）へのアクセス強化を図る。



（耐震性貯水槽）



（非常用発電装置）

▲道の駅の防災施設の例（道の駅グランテラス筑西）



（防災倉庫）

▲道の駅の防災施設の例
（道の駅常陸大宮）



（非常用発電装置）

▲道の駅の防災施設の例
（道の駅奥久慈だいご）

(7) 茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画

【茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画より抜粋】

緊急輸送道路ネットワークとは

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡し、又は防災拠点を相互に連絡する道路をいいます。

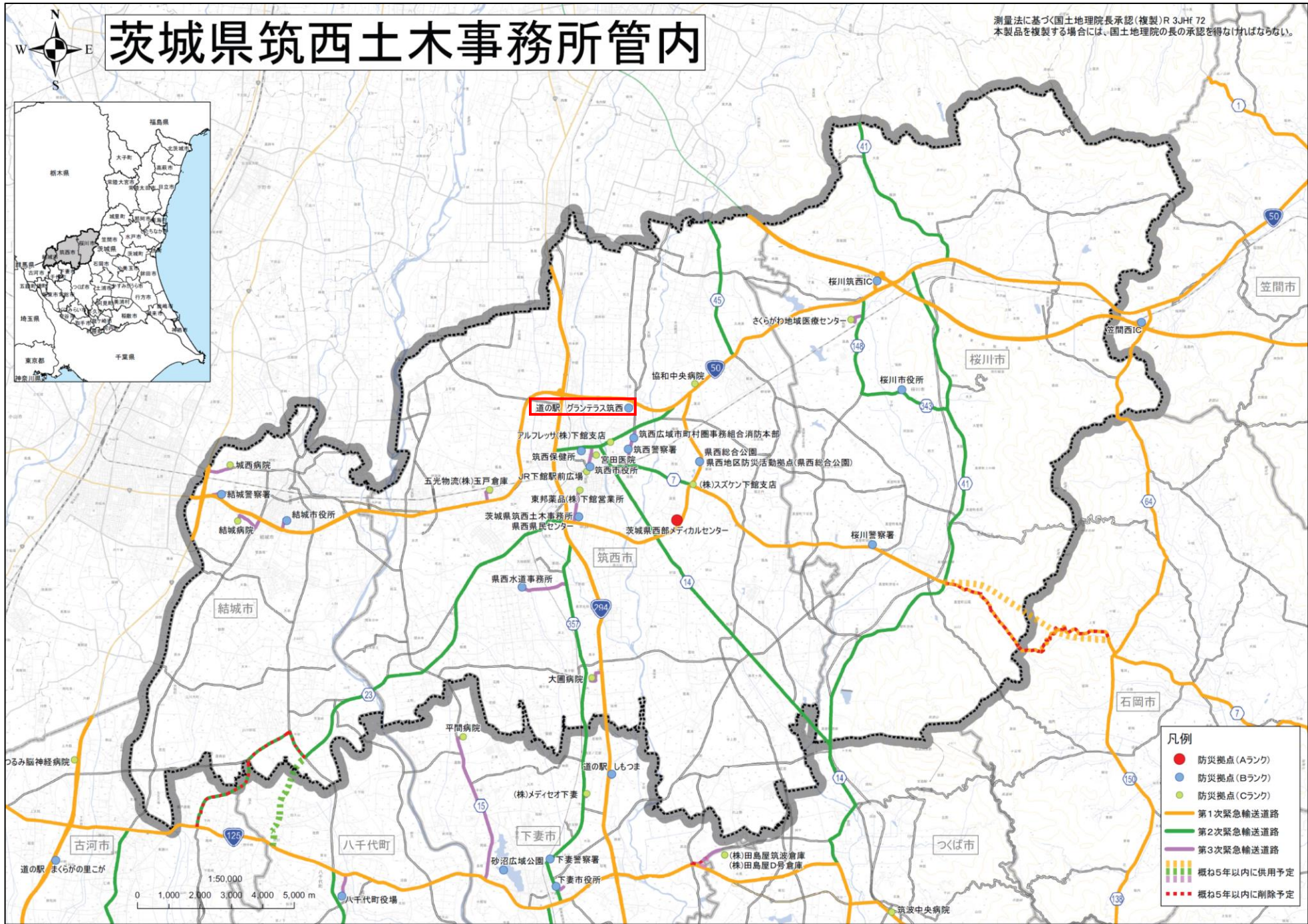
緊急輸送道路ネットワーク区分

緊急輸送道路は接続する拠点や道路の役割などにより以下の3区分で指定しています。

ネットワーク	設定の考え方	対象となる道路の種類
第1次緊急輸送道路ネットワーク	・広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸 ・交通軸と防災拠点（Aランク）を連絡する道路、または防災拠点（Aランク）を相互に連絡する道路	・広域道路網（高速道路、直轄国道） ・地域間の交通軸（補助国道及び一部の主要な県道） ・Aランクの防災拠点へのアクセス道路（ただし、ネットワークとして設定できる区間） ・拠点（Aランク）を相互に連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	・第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路 ・第1次緊急輸送道路と防災拠点（Bランク）を連絡する道路、または防災拠点（A、Bランク）を相互に連絡する道路	・地域間の交通軸の代替性を補完する道路 ・津波迂回路 ・Bランクの防災拠点へのアクセス道路（ただし、ネットワークとして設定できる区間）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	・第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路	・Cランクの防災拠点へのアクセス道路 ・AランクおよびBランクの防災拠点へのアクセス道路のうち、ネットワークとして設定できない区間

防災拠点区分

重要度区分	重要度区分の考え方	特性による区分		
		総合防災体制によるもの	救急医療体制によるもの	備蓄、避難地によるもの
A ランク	拠点の特性の各区分において、中枢となる拠点及び陸路の代替を行う上で重要な役割を担う拠点	県庁	災害拠点病院	空港 重要港湾 ヘリポート
B ランク	中枢となる拠点と連携して、各分野の中枢的な役割を担う拠点及び被災後の生活上重要な拠点	市町村役場 自衛隊基地 県出先機関 警察署 指定行政機関 消防本部	保健所	飛行場、港湾 道の駅、IC 広域防災拠点（備蓄基地） 広域活動拠点（防災公園） 製油所、油槽所
C ランク	緊急輸送には直接関係しないが、救援活動、復旧活動を行う上で、重要な役割を担う拠点	指定公共機関（電話、電気、ガス等）	救急告示医療機関	駅前広場 広域物流拠点 医薬品備蓄拠点 災害時民間物資集積拠点



(8) 筑西市地域防災計画

【筑西市地域防災計画より抜粋】

第2編 災害予防計画
第2章 地震に強いまちづくり
第1節 防災まちづくりの推進

【防災拠点の現況】

活動拠点の区分	予定施設名
災害対策本部	本庁舎
自衛隊活動拠点	下館総合体育館
消防応援集結拠点	筑西広域消防本部
後方支援拠点	道の駅グランテラス筑西
ボランティアセンター	総合福祉センター
医療救護所	市立中学校、市役所・各支所・出張所、市内各医療機関 等
災害時物資集配拠点	下館第一高等学校その他の施設
指定避難所・指定緊急避難場所	資料編参照
福祉避難所	資料編参照
災害用臨時ヘリポート	資料編参照

庁舎及び支所、避難所施設は、防災対策上重要な役割を果たすため、施設の管理者は、不燃化、耐震性の強化を進めていくとともに、設備の代替性や多重化等に配慮するなど、その機能を果たすために以下を目安として、必要な施設、設備、資機材等の整備・管理に努める。

- (1) 防災倉庫の設置及び救援物資・応急対策用資機材等の備蓄
- (2) 非常時通信手段（衛星携帯電話）の整備
- (3) パソコンネットワークの整備
- (4) 応急給水拠点の整備
- (5) その他拠点施設として必要な設備の整備
- (6) 緊急輸送車両の出入りを想定した環境整備
- (7) 濾水機・発電機等ライフライン停止時に備えた資機材の備蓄整備
- (8) 燃料の備蓄
- (9) 施設の耐浸水性の強化
- (10) 再生可能エネルギーの導入

2 防災機能の充実

指定緊急避難場所となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、臨時ヘリポートなどの整備を推進し、防災機能の充実を図る。

3 道の駅における後方支援拠点等の整備

道の駅の持つ機能を生かし、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、国や県と連携を図りながら、緊急物資の集配・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。

第5 市街地開発の推進

市は、市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備を推進する。また、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

2. 道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）の基本的な考え方

茨城県内 14 番目の道の駅となる道の駅「グランテラス筑西」の事業全体方針は、基本機能として休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備え、道路利用者の利便性向上及び安全性確保、災害時の防災拠点の機能に加え、地域活性化を実現するとともに、国道 50 号下館バイパスを利用する人が本市内で滞在する機会をもたらし、地域との関わりへの入り口の場所となることを目指すものとしています。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）は、筑西市が被災した場合に、従業員や来客者等の安否確認、施設の被災状況を確認し、防災拠点としての活動スペースを確保するまでの対応を防災拠点機能のための重要業務、食料品・生活必需品の早期販売再開の対応を生活拠点機能のための重要業務としてこれを整理するものとなります。

この道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）の適用は、災害発災直後の道路利用者及び道の駅利用者、地域住民への一時避難場所の提供、災害発生から 3 日間の必要対応を主体とし、筑西市の後方支援拠点、広域的な復旧・復興支援拠点として選定されてから活動終了後まで、また食料品や生活必需品の早期販売再開についても含むものとします。

2.1. 基本方針

災害発生時、道の駅「グランテラス筑西」が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、以下の方針とします。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）の基本方針	
(1) 生命の安全確保を最優先とし、迅速な安否確認を行うと共に二次災害を防止する (2) 防災拠点としての機能を円滑に開始できるように準備を整える (3) 巨大地震発生時、迅速かつ円滑に一時避難場所として開始できるための準備を整える (4) 対外的な情報の発信及び共有を行う (5) 大規模災害が発生しても、生活必需品の早期販売再開ができるよう準備を整える (6) 防災拠点自動車駐車場としての機能を果たすための準備を整える	
関連資料の位置づけより求められる役割	
筑西市地域防災計画の位置づけより	①後方支援拠点
茨城県広域道路交通計画の位置づけより	「道の駅」全体として①交通・防災拠点、②広域的な復旧・復興支援拠点
茨城県地域防災計画の位置づけより	「道の駅」全体として①災害直後は地域の避難所、②広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点、③設置者である市町村と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配、④自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点
災害時における施設等提供の協力に関する協定書（国・市との三者協定）の位置づけより	①多目的室並びにトイレ、水道、照明及び電気設備等の付帯設備の利用、②駐車場を災害時に使用する作業車及び資機材の置場として利用、③その他、国に対して提供又は協力が必要と認めること。

2.2. 運用体制

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）の運用は、指定管理者が主体となり、道の駅設置者である筑西市の関係各部署をはじめ関係機関（国土交通省常陸河川国道事務所、茨城県の道路関連部署等、消防・警察・病院、事業面での協力団体、管理運営面での協力団体、社会インフラ供給企業）で体制を構築して運用します。

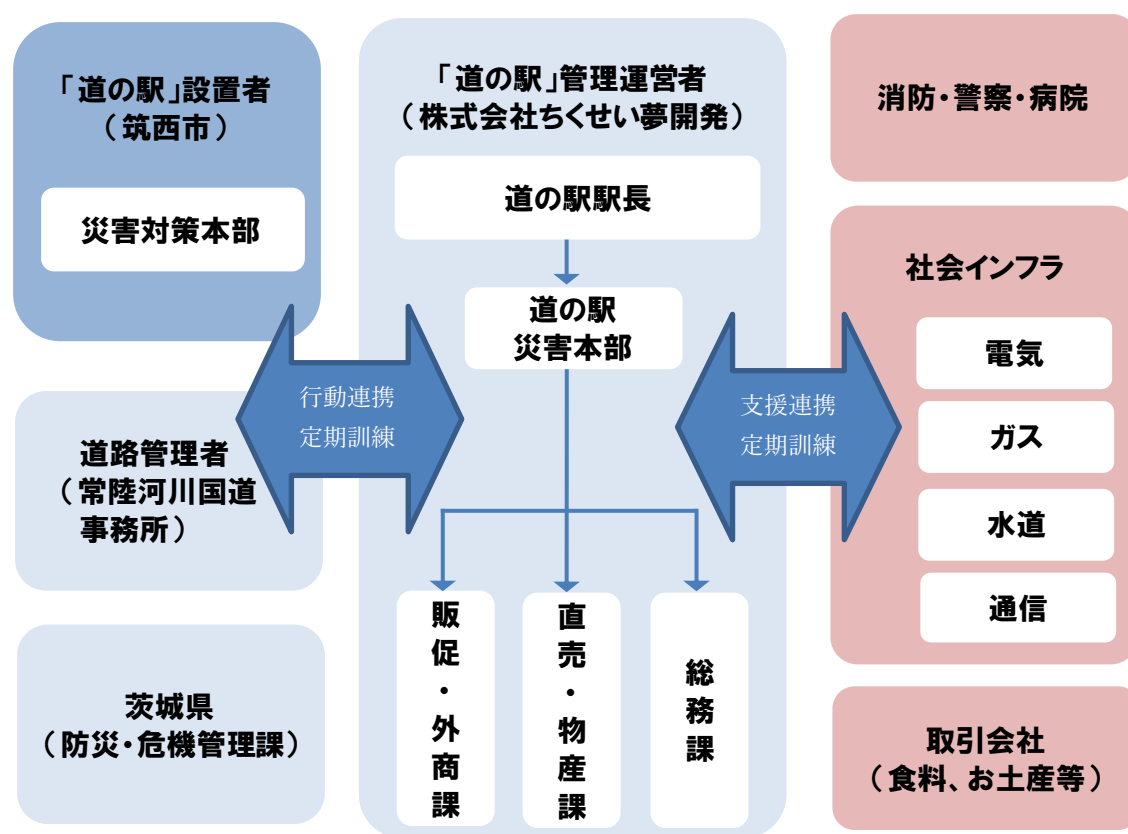
2.2.1 運用体制

道の駅「グランテラス筑西」の基本的な営業管理体制、全体配置は以下の様に計画されています。

役職／部署	部門内容	業務詳細	常駐
全体統括	駅長	本施設の統括責任者	事業全体の総責任者/行政機関との窓口/対外的窓口
施設運営 関連部署	販売促進課	集客に関わる企画の実施 広報・営業活動を担う	自主事業の企画運営、地域との連携事業実施運営
事業運営 関連部署	直売・物産課	直売所の運営や生産者の管理 集荷等を行う部署	直売所の店舗運営管理、生産者の会の事務局、集荷配送業務等
	外商課	EC 等を用いた販売業務を行う部署	ご自宅お届けサービス、通信販売業務等
維持管理 関連部署	総務課	内部的な管理(総務・経理) 利用者対応窓口業務を行う部署	社内管理、各会議体の運営事務、売上管理、請求支払業務、利用者対応、クレーム窓口等

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）においても、営業管理体制を前提に、関連書類で求められている防災対応及び関連団体との連携について体制図を整理しました。

体制は、利用者の状況や繁閑に応じて、担当の各職員は専門を超えたマルチタスクによる運営維持管理体制を構築することで、災害発生の状況に応じていくことも重要となります。



運用体制図

2.2.2 定期訓練の計画及び実施方法

業務継続計画（BCP）は、策定後にも計画の実効性を確認、繰り返しの教育や訓練実施が重要となります。そのためには、教育や訓練の定期的な実施を計画することが必要です。

定期訓練の開催に合わせて備蓄食料品の消費期限や保管場所の確認、設備の増強や備蓄の促進についても平時の段階から対応しておくことも重要です。

定期訓練では、実際の緊急時を想定し安否確認や被害状況の報告伝達、関係機関への通報、防災用資機材の起動やAED等の応急対応器具操作、防災拠点自動車駐車場としての運用等の実動的な訓練を行うと共に、

所管警察や消防署、出店テナントや管理運営面での協力会社にも参加頂くことで、災害時対応の共通認識を深めていくことが重要となります。

これら毎年度の訓練で明らかになった課題や改善点、実際に災害が発生した際の振り返りを通して具体的な重要業務を追加する等、業務継続計画（BCP）を見直すものとします。

道の駅「グランテラス筑西」の施設管理体制における、以下の安心・安全の研修が望ましいと考えられます。また対外的にも、設置者である筑西市や道路管理者（国土交通省、茨城県）との連携を図るうえで、広域的な防災拠点としての訓練や研修企画へ研修企画への参画も望ましいと考えられます。なお、現時点に消防訓練のみ実施していますが、本来実施が望ましい訓練を以下に示します。

項目	研修名	頻度	研修概要
安全 安心	消防訓練	年2回	・所轄消防署に協力要請を行い、以下の訓練を実施する。 ①消火訓練：消火器具、消火設備の取扱訓練 ②通報・情報伝達訓練：伝達手順や応答時の対応 ③避難誘導訓練：放送を用いた避難勧告や誘導方法、各テナントの避難訓練
	緊急時対応講習	年2回	・関連資料、マニュアル類も踏まえて以下の様な実地訓練や講習を実施する。 ①CPR（心肺蘇生法）やAED（自動体外式除細動器）使用方法等の応急手当講習 ②傷病人の搬送、緊急車輛の施設内誘導の訓練 ③地震被害を想定し二次被害防止のための迂回路や避難路の誘導案内等の訓練 ④浸水被害を想定し防災備蓄倉庫内の資機材を使用する訓練 ⑤出店テナントと災害発生時を想定したシミュレーション講習
	危機管理研修	年2回	・危機管理マニュアルに基づく研修。 例）緊急連絡網／夜間緊急連絡網（テナントを含む） - 事故発生の場合／事件発生の場合（災害以外の事由含む） - 臨時休業の判断等（筑西市所管部署との連携や協定書関連）
その他	広域防災訓練	都度	・国、県、市等の自治体関連機関が主催となる訓練や、広域連携による訓練への参画

参考）内閣府「総合防災訓練大綱」について

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/sougou.html>

今後定期訓練の詳細を計画して実施していくにあたり、テーマの設定やアイデアを得る際の参考資料として、内閣府が毎年作成している「総合防災訓練大綱」の確認も望ましいと考えられます。



- ・国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画等に基づき防災訓練を行うことが定められています。
- ・総合防災訓練大綱は、訓練を企画・実施する際の基本方針、国の訓練事項、地方公共団体の訓練への留意点等を示しています。
- ・総合防災訓練大綱では、継続的・計画的に取り組むべき事項に加え、既往災害からの教訓や社会状況の変化等を反映し、毎年度、中央防災会議で決定しています。

地方公共団体等における防災訓練の実施例

事 項	内 容
1 初動体制等危機管理体制の検証・情報収集・伝達等の訓練	防災関係機関は、それぞれの地震防災強化計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、防災関係機関相互の連携と協力体制の確保に努めるとともに、情報の混乱防止に配慮した、迅速かつ的確な災害関係情報の収集・伝達及び広報の訓練として、以下の訓練に努める。 ○緊急地震速報受信時等の危険回避行動訓練、交通機関が途絶した場合等を想定した職員等参集訓練、地震発災直後における被害情報の収集・伝達・分析に係る訓練（ドローン、アプリ、リモート会議の活用等）、災害対策本部機能の検証等初動体制の確立に係る訓練 ○都道府県から市町村へのリエゾン派遣訓練 ○応急対策職員派遣制度に関する情報伝達・連携訓練 ○防災関係機関相互間における中央防災無線、衛星携帯電話等の各種の通信網を活用した情報の収集・伝達訓練 ○防災関係機関と住民等との間におけるインターネット、アプリ、アマチュア無線、衛星携帯電話等の多様な手段を活用した情報収集・伝達訓練 ○住民避難の周知徹底等住民の安全確保のための情報伝達（アプリ、タブレット等多様な手段の活用）及び災害発生後の余震、降雨等による土砂災害及び建物の倒壊、公共施設の破損等二次災害防止のための点検に係る広報訓練
2 応急対策訓練	防災関係機関は、保有する航空機、船舶、緊急車両、資機材等の特性と機動力等を活かしつつ地域での一体的な共同訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時に備えた資機材・人員等の配備及び関係機器等の操作訓練 ○同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、トリアージ訓練、医療機関への搬送等の訓練 ○避難所の開設及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ実使用含む） ○宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練 ○自宅や車中泊を含めた被災者の所在及びニーズの把握並びに健康状態の確認訓練 ○広域応援協定等に基づく広域的応援訓練と支援体制の点検 ○緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の受入れ ○電気自動車・燃料電池自動車等（電動車）を非常用電源として活用する訓練 ○避難所の開設などにおいて、女性視点を取り入れた訓練（運営への女性参画、女性専用スペース（更衣室、授乳室、トイレなど）の設置、防犯ブザーの設置、生理用品の設置など）
3 自主防災訓練	自主防災組織を中心とし、地区防災計画に基づいた訓練をはじめ、地域の一員としての事業所・学校・障害者団体・NP0・ボランティア等の参加・協力を求めて行われる地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練等として、以下の訓練・取組に努める。 ○地域住民等相互が助け合っ行う初期消火、負傷者等の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ○避難行動要支援者名簿等も活用した、大規模な住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○個別避難計画に記載等されている避難先や、避難支援等実施者と合流する場所（玄関先等）まで移動する訓練

	○避難所の開設、運営訓練と合わせて、個別避難計画の実効性を確認するための訓練を行い、避難行動要支援者の避難生活訓練も実施 ○ペットを伴った避難及び受入訓練 ○地域住民と NPO・ボランティア間の協力による救援活動・救援物資等の支援の受入れ、調整等に係る訓練 ○各事業所における災害時の要員の参集、従業員等の初期消火・避難誘導・生産ラインの点検、情報システム等の復旧手順の点検・確認訓練、災害情報の収集・伝達等の訓練及び応急復旧等の訓練及び防災関係機関、近隣の事業所、地域住民等との合同訓練 ○学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練 ○地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検、非常持出し品の点検及びその携行、緊急地震速報や津波警報等の発表時、避難指示発令時、竜巻等突風発生時等における危険回避行動の点検、避難経路・避難場所の確認、家族との連絡方法の確認等の訓練 ○高層マンションを有する地域では、高層マンションのエレベーターや電気、水等の供給が停止した場合の訓練 ○夜間における災害発生に対応した訓練並びに長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練等広域・同時被災に対応した訓練 ○「自宅周辺の災害リスクや災害時の避難経路等」を予め確認した上で、「災害・避難カード」の作成及び家庭内での共有 ○当該カードに基づいた避難訓練の実施及び記入内容の見直し ○通訳ボランティアの支援による「災害多言語表示カード」を使用した外国人に対する避難誘導訓練
4 緊急輸送路確保等の訓練	防災関係機関相互の連携のもと、道路及び岸壁の損壊、放置車両、避難・救援車両及び船舶の流入等による陸上・海上の交通渋滞・混雑に対する訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時の運転方法等の普及啓発と併せ、道路の障害物の除去、道路復旧、放置車両等の撤去の訓練 ○緊急輸送路確保のための車両の流入規制等の交通規制、交通信号機減灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練 ○車両、船舶、航空機等多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮した応急対策要員等の緊急輸送訓練 ○都道府県の区域を越えた広域的な緊急輸送訓練及び重傷患者の搬送訓練
5 ライフラインの確保・対応、物資の調達・輸送等の訓練	防災関係機関等が一体となって、ライフライン等の確保、情報化対応及び物資の調達・輸送等の円滑化に向け、以下の訓練に努める。 ○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練 ○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練 ○災害廃棄物処理計画も活用した災害廃棄物に関する地方自治体での処理体制の確保に関する訓練 ○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練 ○情報ネットワークシステムを利用している事業所等におけるバックアップ手段の点検・運用等の訓練 ○地方公共団体の住民情報システム等の安全対策の点検、代替方策の確認等の訓練 ○物資拠点の開設及び受け入れ等に関する訓練 ○物資供給事業者や運送事業者等の協力による支援物資の調達・輸送訓練 ○大規模地震等発災時に「災害時石油供給連携計画」が発動した場合の石

	油連盟による緊急要請対応システム又は燃料調整シートを活用した訓練 ○大規模地震等発災時に国への要請が必要となった場合の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練 ○ドローンを活用した物資の輸送訓練
6 混乱防止訓練・帰宅困難者対策訓練	ターミナル駅、繁華街、地下街、高層ビル、競技施設等のような不特定多数の者が集まり、心理的不安を誘発しやすい場所等において、防災関係機関等が一体となって施設利用者の安全確保、情報伝達・広報、避難・誘導等の訓練として、以下の訓練に努める。 ○大型商業施設、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等において、必要な情報を適切に提供する情報伝達訓練・広報訓練、一般客の参加を得た緊急地震速報受信時等の施設利用者の安全確保（施設の状況によっては施設内待機）・避難・誘導訓練 ○滞留状況把握と関係機関間での情報伝達に関する訓練 ○鉄道、地下鉄等における乗客への情報伝達、避難・誘導、負傷者の応急救護、緊急地震速報等を用いた列車の停止・減速運転、車両脱線復旧等の訓練 ○病院、社会福祉施設、競技施設等における要配慮者等の情報伝達、緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練 また、大都市圏においては、上記のほか、駅前滞留者対策訓練や徒歩帰宅訓練等の帰宅困難者を想定した訓練の実施に努める。
7 津波、水害、土砂災害、火山災害等の危険が懸念される地域における訓練	近年の風水害、火山災害等の教訓等、地域の特性を踏まえて、住民、観光客、施設管理者等の参加協力を得るよう努めつつ、以下の訓練に努める。 ○洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波、雪害、火山災害等の懸念される地域における避難指示等の発令・伝達・広報訓練 ○住民や観光客、登山者等の不特定多数を対象とした避難・誘導訓練、救出・救護訓練、雪下ろしの訓練等 ○津波危険予想地域における沿岸部の警戒監視、津波警報等と避難指示（緊急）の伝達・広報訓練及び住民、観光客、船舶等の早期避難・誘導、水難救助訓練（スピーカー搭載ドローン活用等） ○積雪寒冷下における避難誘導訓練、避難所の開設等訓練
8 地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練（シェイクアウト訓練等）	従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、地域内の不特定多数の者を対象とした以下のような訓練等により、防災啓発効果の向上に努める。 ○事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図（アプリの活用など）で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練 ○地域内の学校、職場、店舗等で統一的に行う安全確保訓練、避難訓練 ○インターネットを活用した、蓋然性の高い科学的地震シナリオに基づく被害想定 の周知と事前学習
9 感染症拡大防止に配慮した避難所開設・運営訓練	新型コロナウイルスなど感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症拡大防止に配慮した、以下の訓練に努める。 ○アプリや顔認証システムを活用した受付・登録、避難情報の管理 ○受付における、避難者の体温測定等体調の確認 ○発熱、咳等のある者及び濃厚接触者と一般避難者の滞在スペースの割り振り ○それぞれの滞在スペースについて、パーティションなどを活用したスペースの十分な確保 ○避難所運営スタッフの防護具の利用・着脱等

2.3. 継続体制向上のための PDCA サイクルの考え方

業務継続計画（BCP）は、年間での訓練や災害発生時の振り返り等を通して定期的に計画を見直し、改善を図っていくことが重要となります。

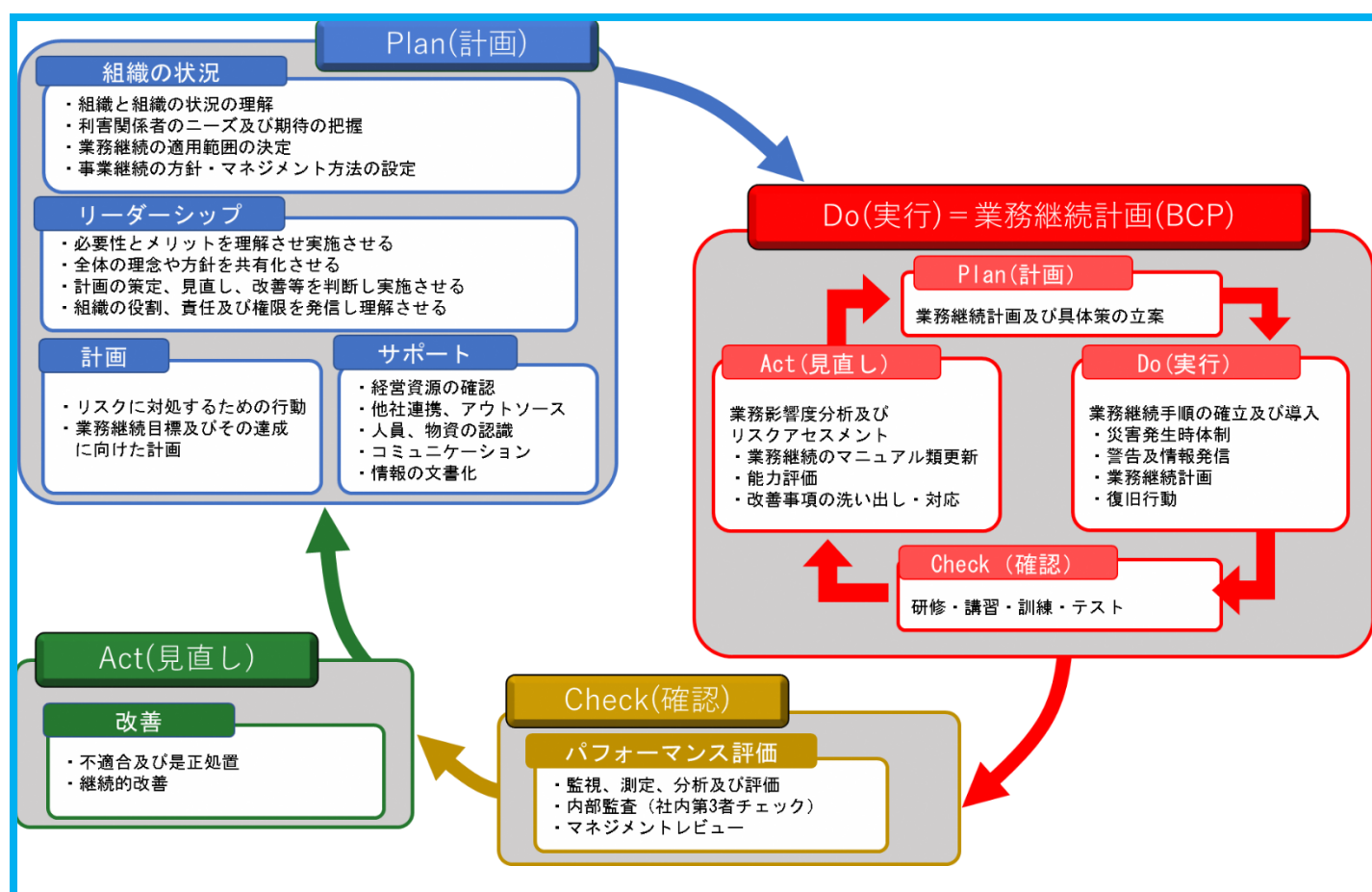
業務継続計画の実効性を高め、継続的に改善できる体制を構築するためには、阻害要因に留意を図りつつ、PDCA サイクルを活用した適切な進捗管理（フォローアップ）及び業務指標を用いた再評価や目標達成の確認を行い、修正が必要になった場合に計画の見直しを行う対応が必要となります。

PDCA サイクルの活用に際しては、継続して体制を向上させ長期間にわたり改善を行っていくため「事業継続ガイドライン 第5版 令和5年3月（内閣府防災担当）」や、「ISO 22301(事業継続マネジメントシステム:BCMS)」等で用いられている考え方とも参考にしていくことが望ましいと考えられます。

(1) 長期にわたり改善効果を高める PDCA サイクルの構築

道の駅「グランテラス筑西」を管理運営し、継続的な体制の向上及び計画の改善を図る PDCA サイクルの考え方として、災害発生時だけでなく平常時から予防や復旧の為の対策を検討、業務の中断・阻害に対する業務継続計画（BCP）の運用を経営の仕組みと一体化させ様々な環境の変化に応じた見直しを行えるようにする等、長期にわたり効率的、効果的に改善し続けていけるようにすることが望ましいと考えられます。

下図は想定される概念を整理した内容となり、業務継続計画（BCP）のみで完結させない点がポイントとなります。



業務継続計画（BCP）のPDCAサイクル概念図

(2) 継続的な改善を阻害する要因例

業務継続計画（BCP）を運用し、定期的な訓練や研修等による PDCA サイクルを阻害すると考えられる要因を以下に整理します。

阻害要因	想定される事象
1) マンネリ化(形骸化)	・毎回同じような訓練内容を繰り返すことで、関係者や参加者が慣れてしまい、実効性の無い内容や災害発生時を想定した緊迫感が欠如してしまう可能性が高まる
2) アップデート不足(情報更新)	・防災に関する対策や自治体の各種計画は、毎年生じる多様な災害事例を踏まえて適宜更新されていく傾向にある。法制度の変化も含め関係者の知識や訓練内容の更新を行わないことで、災害発生時の判断に過ちが生じてしまう可能性が高まる
3) イレギュラー(想定外)の想定不足	・訓練が予測可能かつ予定調和になってしまう、最大限のリスクや被害に基づく想定を怠ることで、災害本来の状況であるイレギュラー(想定外)な事態への対応力や想像力が低下してしまう可能性が高まる
4) システムの高度化・複雑化	・災害時に確実に役立つシステム(安否確認サービス等)の導入にあたり、アルバイトパート勤務の学生、主婦、高齢者の従業員が緊急時に使いこなせない複雑な内容としてしまうことで、想定した効果や役割が発揮されない可能性が高まる

(3) 業務継続計画（BCP）の効果的な PDCA サイクル例

業務継続計画（BCP）を運用し、想定される効果的な PDCA サイクルの例を以下に整理します。

効果的な PDCA サイクル	想定される事象
1) Plan 目標設定の明確化	・限られた時間のなかで最大限の効果を得られるものとするべく、形式的に訓練を行わず「実際の非常時に役立つような対応力」等の設定した目標に対してどのような訓練が効果的かを考慮する
2) Do 具体的な状況設定と実行	・緊迫感の維持、実際の非常時を想定した行動を促すことから、訓練や研修の実施にあたっては、過去にあった災害の事例やその際の適切な対処などを踏まえて、災害の種類、発生日時、発生した箇所、場所、規模等の状況をできるだけ災害の状況を具体的に設定する
3) Check 周辺地域との連携（第3者評価）	・災害時には周辺地域との連携が必要になる場合や、帰宅困難者となった利用者の発生を想定する必要がある。周辺地域及び消防署との合同訓練等、内部人員以外の第3者も交えることで評価の質的向上を図る
4) Act 想定リスクの細やかな見直し	・危険事象や想定されるリスク情報の改訂、訓練内容を定期的に見直しする際には、日常的かつ細やかな設定を意識することで、イレギュラーへの対処力向上を図る 例) 冬季と夏季で対処方法を変える 避難時に AED が必要となった場合の対処方法 エレベーターに閉じ込められた場合の対処方法

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）：本項のポイント

- ・運用体制、定期訓練を踏まえた PDCA サイクルによる継続体制については、人員体制の変更（新規採用や組織体制の見直し等）により、年々精査されていくものとする。
- ・本資料は考え方の説明及びアイディアの参考として活用できるよう取りまとめたものである。

作成日：2024 年 1 月

改訂日：

2. 4. 危機事象の想定

2. 4. 1. 本計画で想定する災害

危機事象	想定規模	被害想定	社会インフラ中断の想定				危機事象の設定根拠
			電力	ガス	水道	通信	
地震 (首都直下の M7 クラスの影響、 県北部の活断層地震、 太平洋プレート内の 地震)	震度 4～6 弱	建物破損・ 倒壊、火 災	3 日間	1 日間	7 日間	4 日間	・茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)(令和 5 年 1 月) ・筑西市地域防災計画(地震災害対策計画編)(令和 3 年度 修正) ・茨城県地震被害想定調査報告書(概要版)(平成 30 年 12 月) ・茨城県地震被害想定調査詳細報告書(平成 30 年 12 月) ・茨城県震度予測マップ
風水害 (台風／河川氾 濫) (小貝川氾濫、 五行川氾濫、鬼 怒川氾濫)	2 日間雨量 783mm ピーク 1 時 間降雨 100mm	外水氾 濫、浸水 倒木・転倒	3 日間	—	—	—	・茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)(令和 5 年 1 月) ・筑西市地域防災計画(風水害等対策計画編)(令和 3 年度 修正) ・茨城県管理河川の洪水浸水想定区域図 ・国土交通省関東地方整備局下館河川事務所の洪水浸水想定区域図
建物火災	爆発発生、 全焼規模	建物機能 の停止	1～3 日間	7～14 日間	—	—	—
ウイルス性感染症	インフルエ ンザ・ノロ ウイルス等	内部人員 感染 営業継続 困難	—	—	—	—	—

筑西市では、地震・洪水害の各ハザードマップの情報が広く市民に周知されていることから、道の駅「グランテラス筑西」においても周知啓蒙を行うことで相乗効果の発揮が期待できます。

筑西市 地震ハザードマップ 地域の危険度マップ

筑西市では、今後発生する可能性がある地震について市民の皆さまに関心と知識を持っていただき、日頃からの備えをしていただくことを考え、「地震ハザードマップ」を作成しました。

地域の危険度マップとは

「危険度マップ」とは、「揺れやすさマップ」に示されている想定地震の揺れの強さになった場合に、建物に被害が生じる程度を「危険度」として表したものです。計算は、約50m四方の「メッシュ」単位で分割した区域内の建物の分布を参考にして建物被害の分布を相対的に示しています。危険度の数値が大きくなるほど被害は大きくなります。ご自宅の周辺や普段からよく行くところ、よく通るところなどについて、安全性を確認してみてください。

地震ハザードマップに関するお問い合わせ先 建築課 〒308-0031 茨城県筑西市西360
TEL:0296-20-1177 FAX:0296-20-1183

地震発生時の心構え／行動のポイント

経過時間	ポイント
地震発生	最初の大きな揺れは1分間 ●まず、身を守る 机の下などへ、伏せて外へ飛び出さない。 ●すばやく火を消す 危険が伴うので無理はない。 ●揺れが収まったらまず火の始末 ●火元を確認する 火が出たら落ちて直ぐ初期消火。 ●脱走は速く 室内に散乱したガラスの破片などから足を守る。 ●近所近所の安全確認 火災の発生を防ぐ ●隣近所に声をかける けが人、行方不明者の確認、救出・救護。 ●余震に注意
発生1～2分	●家屋の安全を確認する 倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。 ●近所に火が出ていたら初期消火 大声で知らせる。 ●火元を確認する 消火器を使う。 ●火元を確認する パケツリをやる(風呂の水をためおしておく)。
発生3分	ラジオなどで正しい情報入手 ●正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ●電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。 ●協力して消火 救出・救護活動 ●助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。 ●水・食料は備えておく 3日分の飲料水と食料を備えておく。
発生5分	ラジオなどで正しい情報入手 ●正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ●電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。 ●協力して消火 救出・救護活動 ●助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。 ●水・食料は備えておく 3日分の飲料水と食料を備えておく。
発生10分	ラジオなどで正しい情報入手 ●正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ●電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。 ●協力して消火 救出・救護活動 ●助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。 ●水・食料は備えておく 3日分の飲料水と食料を備えておく。
発生3日くらい	ラジオなどで正しい情報入手 ●正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ●電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。 ●協力して消火 救出・救護活動 ●助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。 ●水・食料は備えておく 3日分の飲料水と食料を備えておく。

筑西市では、県内町村に先駆けて全県瞬時警報システムを導入しています。茨城県南部地域において震度5強以上の地震の発生が予想されるとき、震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報が発報されたときは、防災行政無線により市民のみなさまに地震情報を伝えます。

地震発生時の留意点

◆地震発生時の行動について

火の始末をすばやく行いましょう。 火を使っているときは、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をすばやく行いましょう。	正しい情報をラジオなどで聞き取りましょう。 情報を収集し、落ち着いて行動しましょう。	戸を開けて出口を確認しましょう。 避難するための通路などを確保しましょう。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。 外へ飛び出すと、ガラスの破片や瓦などが落ちてきたり、壁が倒れてきたり、思わぬケガをすることがあります。	身の安全をはかりましょう。 机やテーブルの下、柱の多いところに身を寄せ、揺れが収まったら安全を確認します。倒れやすいものは倒れさせます。	災害時要援護者を守りましょう。 お年寄り・障害者・乳幼児など、災害時に不自由になりやすい方を手助けしましょう。

◆避難時の留意点について

地震が発生した場合には、以下の留意事項に従って行動しましょう。

- 避難場所には徒歩で避難しましょう。
- 車やオートバイは使わないようにしましょう。
- 持ち物は最小限にしましょう。
- 看板や広告塔、ガラスの落下物に注意しましょう。
- 壁や扉、自動販売機には近寄らないようにしましょう。
- 車を運転している場合には、道路の端に車を停車させ、ラジオで正しい情報を聞き、安全が確認されるまで様子を見て適切な行動をとります。避難するときは、鍵をつけたままにして必ず徒歩で避難しましょう。

◆消火器がない場合の火元別消火方法

電気製品 感電しないように、コンセントを抜いてから消火します。	カーテン・ふすま 天井に火が燃え広がる前に、水や消火器で消します。また、カーテンは引きちぎって、ふすまは倒して消火します。	石油ストーブ 上から一気に水をかけます。灯油がこぼれていたら毛布で覆ってから水をかけます。
油なべ 水をかけはけません。毛布や大めのタオルをもち、火の手前からなべ全体にかぶせ、空気を遮断します。	衣類 転がって火を消します。髪の毛の場合は、頭からタオルなどの布をかぶります。	風呂場(ガス式) ガスの元栓を締め、火の勢いが強くないように扉を開けて消火します。

耐震診断について

◆住宅の耐震性について

一般に、地震が発生した場合の建築物の倒壊率は古い建築物ほど高くなりますが、木造住宅ではその傾向が特に目立ちます。古い耐震基準の時期(昭和56年以前)に建てられた家や、壁が少い家などは耐震性が低くなっていますので、心当たりのある方は専門家による耐震診断を受けられることをお勧めしています。

◆木造の簡易な耐震自己診断の支援について

筑西市では、平成18年度より茨城県建築士会筑西支部と連携し、建物に安全かどうか専門家による現地予備調査を行い、相談会を開催し、簡易な耐震自己診断を支援してきました。引き続き、専門家による現地調査と相談会を実施し、住宅所有者の意識を啓発するとともに、耐震診断の自助努力を促していきます。

家具や家電の地震対策

◆家具や家電の地震対策も忘れずに

家の内外の地震対策

地震対策は皆さん一人ひとりの家族が協力して普段から備えておく必要があります。建物やそのまわりにもあるもの、家の中の家具やガラスなど、地震に対する安全性についてチェックし、補強や配置換えなどを行っていきましょう。

アンテナはしっかりと固定しておく。
ベランダを整理整頓し、落下する恐れのある鉢花などは取り除いておく。
屋根瓦やトタン屋根を点検し、危険なものもは固定するが、専門業者に依頼して修理・交換する。
柱・梁・土台を補強する。
壁や基礎にひび割れなどがないか、腐り、シロアリに食われていないかを確認する。
窓ガラスには、飛散防止フィルムを貼る。
カーテンは防火断熱のものにする。
非常持ち出し袋を準備する。
ガラスの破片によるケガを防ぐため、スリッパなどの室内履きを身近に置いておく。
防犯カメラを設置する。
プロパンガスボンベは上下2本の鎖で壁にしっかりと固定する。
火元に消火器を設置する。
大きな家具は人の出入りの少ない部屋にまとめて置くようにする。
玄関や廊下には家具や荷物を置かない。
高層階や子どもがいる部屋や寝室には、倒れやすい家具は置かない。
壁に留め具をつける。
基礎を補強する。
タンクなど高い家具は、型金具や支え棒で固定する。
プロパンガスボンベは上下2本の鎖で壁にしっかりと固定する。
火元に消火器を設置する。
大きな家具は人の出入りの少ない部屋にまとめて置くようにする。
玄関や廊下には家具や荷物を置かない。
高層階や子どもがいる部屋や寝室には、倒れやすい家具は置かない。

日ごろからの地震への備え

日ごろから近所の住民とのコミュニケーションを！
日ごろから、近所との交流を深め、町内会行事へ参加して、顔見知りとなっておきましょう。

自主防災組織や地域の活動に参加！
地域等で行われる防災訓練に、積極的に参加し、救助用の道具の使い方を体験しておきましょう。

家族で防災会議
避難場所を決め、災害時の連絡方法を確認しましょう。

災害時要援護者を守る
高齢者や、乳幼児、心身障がい者などの「災害時要援護者」と目立つから声を掛けましょう。

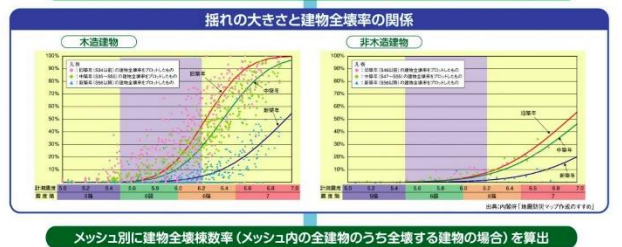


地域の危険度マップの作成手順

地域の危険度マップは、「揺れやすさマップ」の震度分布と構造別・建築年次別の建物の現況から各メッシュの震度に応じた建物全壊率を算定し、その結果を適度に区分して、危険度を相対的に示す「建物被害危険度」として表示することにより作成しています。



建物データと計画震度(揺れの大きさ)に応じた建物全壊率から建物全壊被害量を算定



筑西市 揺れやすさマップ 地震ハザードマップ

筑西市では、今後発生する可能性がある地震について市民の皆さまに関心と知識を持っていただき、日頃からの備えをしていただくことを考え、「地震ハザードマップ」を作成しました。

揺れやすさマップとは

「揺れやすさマップ」とは、地形や地盤の状況をモデル化し、想定される震源との位置関係とあわせて地点ごとの震度を計算した結果を表示したものです。計算は、約50m四方の「メッシュ」単位で行っています。ご自宅の周辺や普段からよく行くところ、よく通るところなど

について、想定されている揺れの大きさを確認してみてください。また、地震に備えて自宅の家財などの転倒対策を行ったり、災害時の避難場所や地震が発生した時の対応などを家族や周囲の方と相談してみてください。

地震ハザードマップに関するお問い合わせ先 建築課 〒308-0031 茨城県筑西市丙360
TEL:0296-20-1177 FAX:0296-20-1183

震度と揺れによる周囲の状況

地震が発生した場合には、各地の揺れの強さ（震度）が情報として気象庁から発表されます。地震が起こったとき、ある場所での揺れの程度を表すのが震度です。わが国では気象庁が定めた震度階級によって震度を表しています。震度は、震度0から5、6弱、

5強、6弱、6強、までの10階級で示されます。また、気象庁が発する震度は、震度を観測するための「震度計」の計測値（「計測震度」と言います。）をもとに決めるようになっています。この震度（計測震度）は被害と密接な関係にあることが知られています。

◆気象庁震度階級関連解説図表

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄骨コンクリート建物	地震・計測
震度0	大抵の人は、特に気づかぬままに日常生活を送ります。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「0」を示すことがほとんどです。
震度1	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「1」を示すことがほとんどです。
震度2	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「2」を示すことがほとんどです。
震度3	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「3」を示すことがほとんどです。
震度4	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「4」を示すことがほとんどです。
震度5	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「5」を示すことがほとんどです。
震度6弱	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「6弱」を示すことがほとんどです。
震度6強	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「6強」を示すことがほとんどです。
震度7	大抵の人は、揺れを感じますが、日常生活に支障はありません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	揺れはほとんど感じられません。	震度計が「7」を示すことがほとんどです。

注：震度6強以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

想定した地震

筑西市の位置する関東地方は、北米プレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートが互いに接し、複雑な力が集中する場所であることから、蓄積されたエネルギーにより近い将来、マグニチュード6～7クラスの大きな地震が発生する可能性があると考えられています。

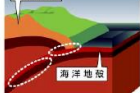
◆茨城県南部地震とは

平成17年7月に、内閣府の中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会により、茨城県南部地震がとらえられました。茨城県南部地震とは、県南部の直下で発生する地震で、想定規模はマグニチュード7.3です。



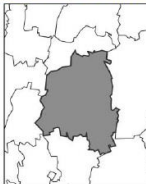
●地震の発生の仕組み

海洋（フィリピン海）プレートが陸域（北米）プレートの下にめり込むときに陸側のプレートの先端を引きずり込んでいきます。ある限界になると引きずり込まれた先端が元に戻ろうと跳ねて、地震が発生します（プレート境界地震）。もぐり込んだプレートの上面でもひずみが蓄積して、岩石が耐えられなくなったときプレート自体に破壊が生じ地震が発生します（プレート上面の地震）。



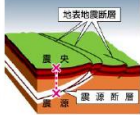
◆全国どこでも起こりうる直下の地震とは

全国どこでも、最大でマグニチュード6.9程度の地震が起こり得るものと考えられています。この地震が起きた場合、震源が浅く近いために強い揺れがとまいません。想定震度は地盤の揺れやすさによって決まります。震源としては全ての場所の直下（筑西市の地下4Km付近）を断層の上端としたどの位置でも起こりうる直下の地震を想定しています。



●地震の発生の仕組み

陸域のプレートの比較的浅いところでひずみが蓄積してゆき、断層が動くことによる地震が発生します（陸域の浅い地震）。この際、震源断層が地表に現れない地震もあります（全国どこでも起こりうる地震）。



主な地震災害と震源地

明治から現代までの震源地を見ると、昭和初期から平成にかけて茨城県沖と県南部においてマグニチュード5～7規模の地震が頻発していることが読み取れます。また、比較的多くの建物被害を生じた地震は、平成14年2月の茨城県沖地震、平成14年6月の茨城県南部地震があります。

◆県内に影響を及ぼした地震被害

日本歴	震源地	マグニチュード	震害状況(県内)	日本歴	震源地	マグニチュード	震害状況(県内)
昭和23.1.16	茨城県沖	7.2	死者34人、負傷者40人、全壊家屋517棟、半壊家屋1,200棟	平成12.7.21	茨城県沖	6.4	震度5弱 房総半島の地下2
大正12.8.1	相模湾(関東大震災)	震度4		平成14.2.12	茨城県沖	5.7	震度5弱 房総半島の地下2
昭和5.6.1	茨城県北部沿岸	6.5	震度5 水戸市で小被害	平成14.6.14	茨城県沖	4.9	震度4 房総半島の地下2
昭和6.9.21	埼玉県中部(埼玉県震)	6.9	震度5 負傷1人、半壊家屋1	平成15.11.15	茨城県沖	5.8	震度4 負傷1
昭和13.5.23	茨城県沖	7.0	震度5 房総半島の小被害	平成17.2.16	茨城県沖	5.4	震度5弱 負傷7
昭和13.9.22	茨城県沖	6.5	震度5 房総半島の小被害	平成17.10.19	茨城県沖	6.3	震度5弱 負傷1
昭和13.11.15	茨城県沖	7.5	震度5 房総半島の小被害	平成23.3.11	三陸沖	9.0	震度6弱 死者11人、負傷者1,200人、全壊家屋1,200棟、半壊家屋1,200棟
昭和62.12.17	千葉県東方沖	6.7	震度4				

【資料】「関東の地震(国土地理院発行)」「茨城県地震(国土地理院発行)」「水戸市地震(国土地理院発行)」

耐震診断について

◆住宅の耐震性について

一般に、地震が発生した場合の建築物の倒壊率は古い建築物ほど高くなりますが、木造住宅ではその傾向が特に目立ちます。古い耐震基準の時期（昭和56年以前）に建てられた家や、壁が少ない家などは耐震性が低くなっていますので、心当たりのある方は専門家による耐震診断を受けられることをお勧めします。

◆木造の簡易な耐震自己診断の支援について

筑西市では、平成18年度より茨城県建築士会筑西支部と連携し、建物が安全かどうか専門家による現地予備調査を行い、相談会を開催し、簡易な耐震自己診断を支援してきました。引き続き、専門家による現地調査と相談会を実施し、住宅所有者の意識を啓発するとともに、耐震診断の自助努力を促していきます。

住まいの耐震性

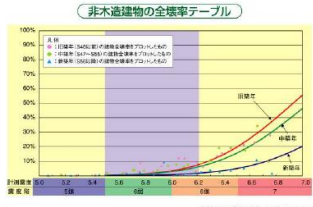
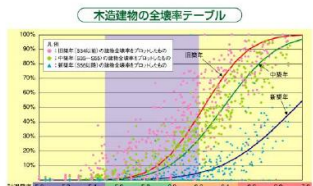
◆住まいの耐震性を確保しましょう

木造住宅の耐震性には、以下のチェックポイントがあります。

- 1) 新耐震設計基準（昭和56年施行）に基づき設計されていますか？
- 2) 住宅が過去に大きな災害を経験したことがありますか？
浸水被害も要注意です。
- 3) 住宅の構造、形、偏って大きな窓があるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題ありませんか？
耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。
目立った症状が無くても耐震診断を受けることが重要です。
- 4) その他、ドアや窓の立て付けが悪い、建物が傾いているのが肉眼でもわかる、壁に長い斜めのひび割れが入っているなどが見られる住宅は注意が必要です。

◆耐震化工事は有効な手段です

昭和56年以降に建設された「新築年」の建物は、強い揺れに耐れても旧築年・中築年といわれる古い建物に比べて、壊れにくくなっています。また、旧築年・中築年の建物が耐震化されると、新築年と同等の耐震性を持つようになり、大きな揺れでも壊れにくくなるため、耐震時の建物倒壊による被害を減らすために有効な手段といわれています。



財団法人日本建築防災協会から「誰でもできるわが家の耐震診断」が提供されています。一度使ってみてはいかがでしょうか。
(<http://www.kenchiku-boss.or.jp/wagayare/wagayare.pdf>)
なお、木造住宅の耐震化の平均的な費用は約160万円（財団法人建設経済研究所推計）といわれていますが、実際の施工費用は、工事の内容によっても異なるので、信頼できる専門家にご相談下さい。

非常持ち出し品チェックリスト

◆地震から避難する際、身軽に持ち出すことのできる非常持ち出し品を用意しておきましょう

非常持出品チェックリスト			
☐ 食料品 非常用食料品 飲料水（1日3人、3日分） 食料類		☐ 情報機器 携帯ラジオ 携帯電話 携帯電話の充電器 (電池式・充電式など)	
☐ 照明・着火 懐中電灯 予備電池 ライター		☐ 医薬品 常備薬 持病薬 救急薬品 (救急箱)	
☐ 衣類 衣類 タオル類 手巾		☐ 女性用品 鏡・ブラシ 化粧品 生理用品	
☐ 赤ちゃん用品 ミルク おむつ 哺乳瓶		☐ 貴重品 現金 預金通帳 健康保険証のコピー 印鑑など	
☐ あると便利 缶切り・栓抜き・笛 ナイフ・予備メガネ ラップ (自衛の上で使うと役立つものと合わせて持ち出す)		この他にも必要なものがないか 家族で話し合ひましょう。	

わが家の防災メモ			
わが家の避難場所		家族が離ればなれになったときの集合場所・連絡先	
家族の名前	生年月日	血液型	勤務先などの電話番号
行政区など	お名前		連絡先
自治会長			

災害用伝言ダイヤルの使い方
 ①伝言を登録する場合（音声案内があります）
 [171]をダイヤル → 音声ガイドに従い [1] をプッシュ → 0296-xx-xxxx (被災地の人の電話番号を入力)
 ②伝言を聞く場合（音声案内があります）
 [171]をダイヤル → 音声ガイドに従い [2] をプッシュ → 0296-xx-xxxx (被災地の人の電話番号を入力)

気象情報

気象情報の種類と説明

- 大雨** 雨によりおぼやけられる場合は、大雨警報が発令される場合があります。
- 集中豪雨** 大雨によりおぼやけられる場合は、集中豪雨警報が発令される場合があります。
- 土砂災害** 大雨によりおぼやけられる場合は、土砂災害警報が発令される場合があります。

気象情報の種類と説明

- 大雨** 雨によりおぼやけられる場合は、大雨警報が発令される場合があります。
- 集中豪雨** 大雨によりおぼやけられる場合は、集中豪雨警報が発令される場合があります。
- 土砂災害** 大雨によりおぼやけられる場合は、土砂災害警報が発令される場合があります。

安否情報の登録・確認

災害時の声の伝言板 1711 災害用伝言ダイヤル

災害時の声の伝言板 1711 災害用伝言ダイヤル

災害時の声の伝言板 1711 災害用伝言ダイヤル

災害時の声の伝言板 1711 災害用伝言ダイヤル

情報の伝達経路

情報の伝達経路

情報の伝達経路

情報の伝達経路

情報の伝達経路

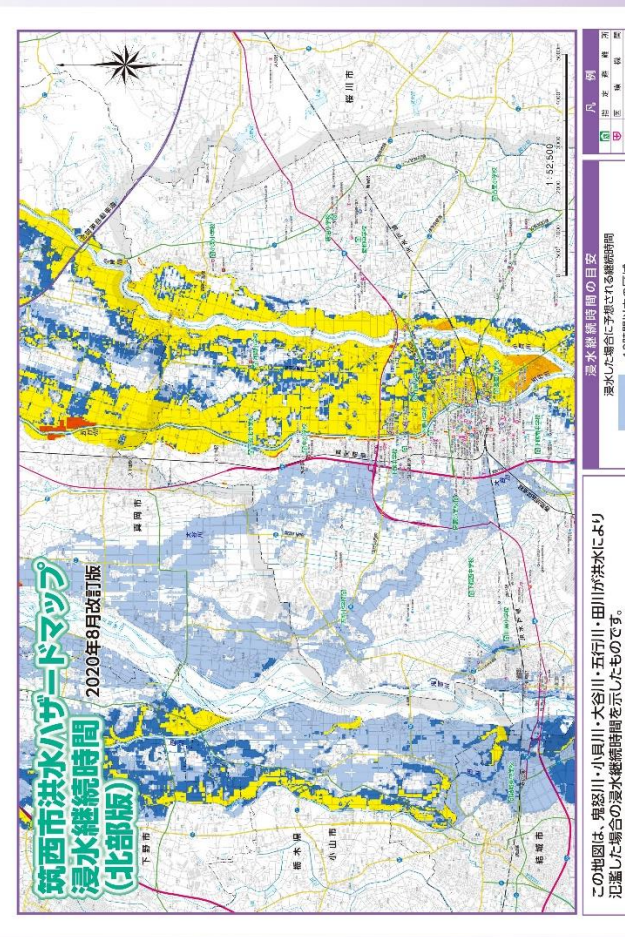
避難情報のポイント

避難情報のポイント

避難情報のポイント

避難情報のポイント

避難情報のポイント



避難行動判定フロー

避難行動判定フロー

避難行動判定フロー

避難行動判定フロー

避難行動判定フロー

(1) 地震

平成 30 年 12 月茨城県の「茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）」で発表された想定地震のうち、筑西市では、市域に最も大きな被害をもたらすと考えられる首都直下の M7 クラスの影響の「茨城県南部の地震」「茨城・埼玉県境の地震」を想定しています。

3. 被害想定的前提条件 3.2 想定地震

3.2 想定地震

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震を設定した。

想定地震の概要を表 3.2-1 に示す。No.1 と No.2 の地震は、内閣府による首都直下の M7 クラスの地震の中で県南部に影響のある地震として想定した。

No.3 と No.4 の茨城県北部の活断層による地震は、県内では確実に活断層であるとされるものは知られていないが、原子力規制委員会の審査会合資料で設定された地震を、発生すれば県北部に大きな被害をもたらす地震として想定した。

さらに、太平洋プレート内での地震の発生を考慮して、No.5 と No.6 の地震を想定した。

以上の 6 つの想定地震は詳細法により地震動を計算し、被害予測を行った。No.7 の地震は、茨城県が実施(2012)した津波浸水想定区域調査結果を用いて、主に津波による被害を想定する地震として設定した。地震動は簡易法を用いて被害想定を行った。なお、東北地方太平洋沖地震についても、面的震度分布の把握と液状化発生予測の検証に使用した。

No.1～No.7 の断層モデルを図 3.2-1～図 3.2-7 に示す

表 3.2-1 想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の見点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下の M7 クラスの茨城県 南部地域に影響 のある地震の被害	詳細法	内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3			内閣府 (2013)
3	F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F 1 断層)	Mw7.1	県北部の活断層 による地震の被害		原子力規制委員会 審査会合資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート (北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート (南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)

注 1：Mw は、モーメントマグニチュード

注 2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

(2) 震度の予測結果

震度の予測結果を図 4.1-1～図 4.1-7 に示す。これらの地震について市町村ごとの最大震度を表 4.1-2 に示す。

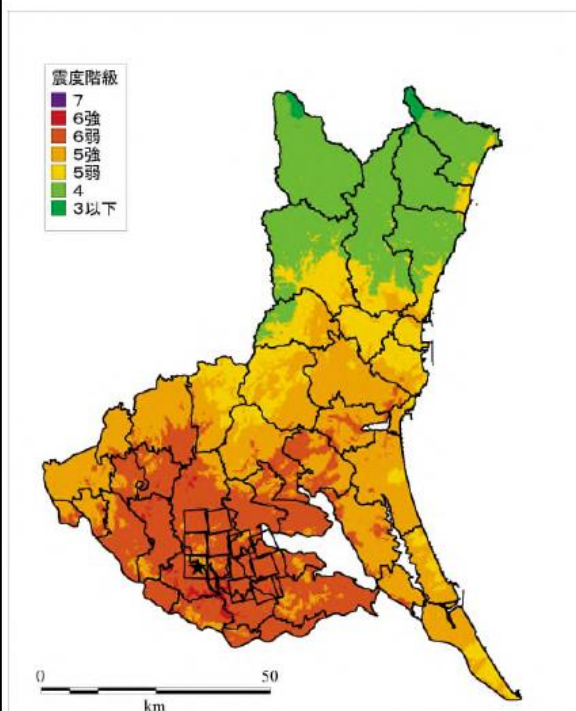


図 4.1-1 茨城県南部の地震の地表震度分布

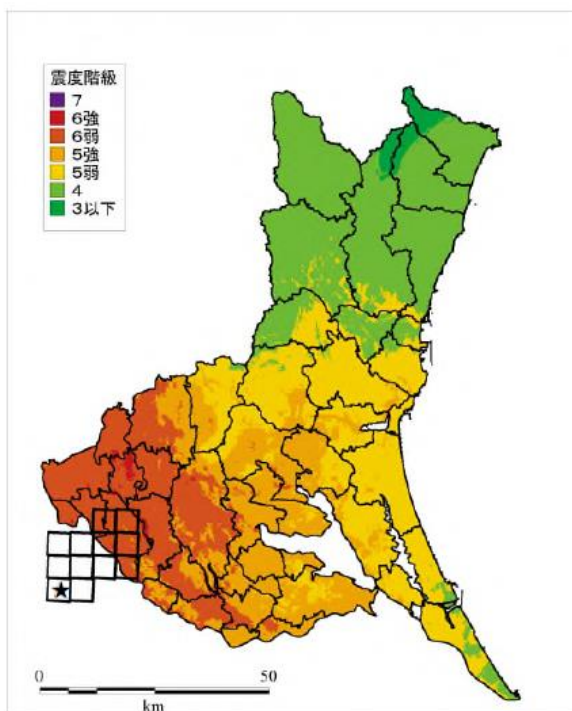


図 4.1-2 茨城・埼玉県境の地震の地表震度分布

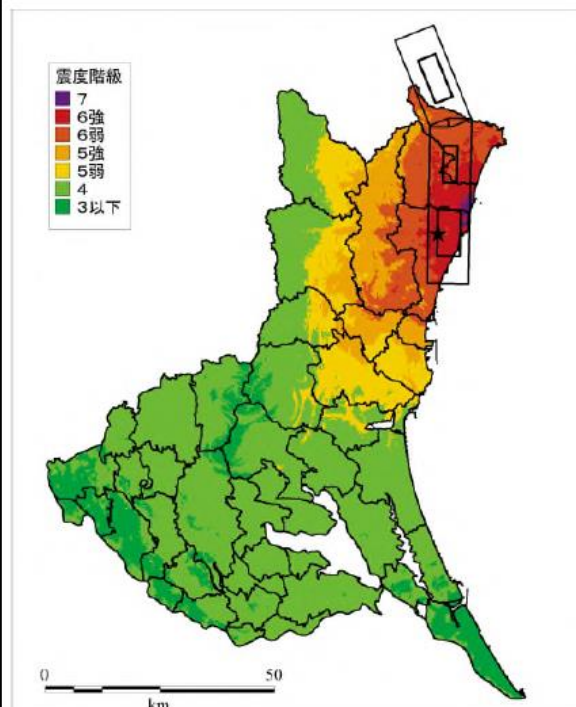


図 4.1-3 F 1 断層などの連動の地震の地表震度分布

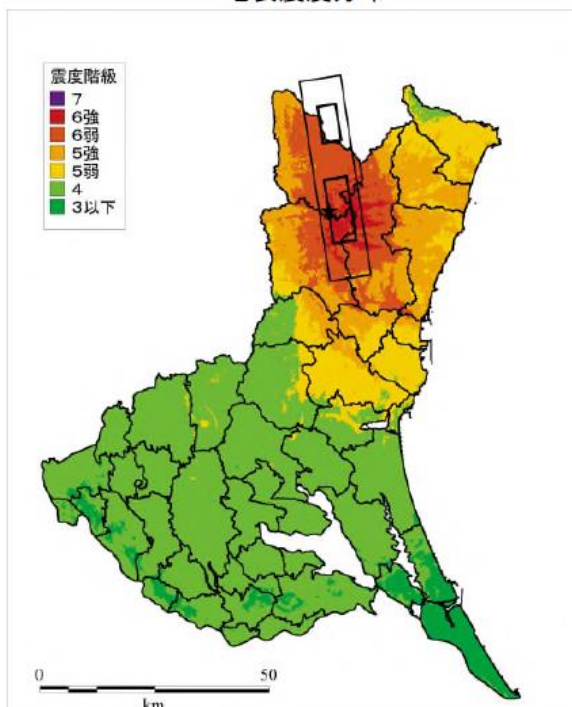


図 4.1-4 棚倉破碎帯東縁断層などの連動の地震の地表震度分布

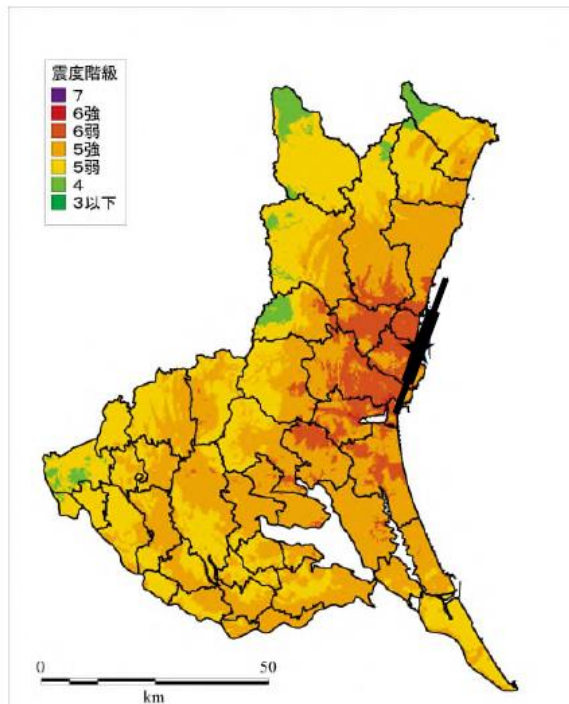


図 4.1-5 太平洋プレート内の地震（北部）
の地表震度分布

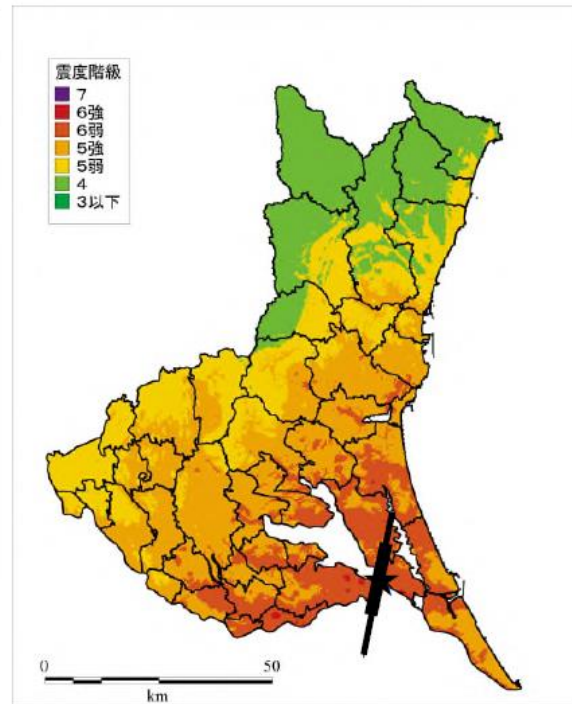


図 4.1-6 太平洋プレート内の地震（南部）
の地表震度分布

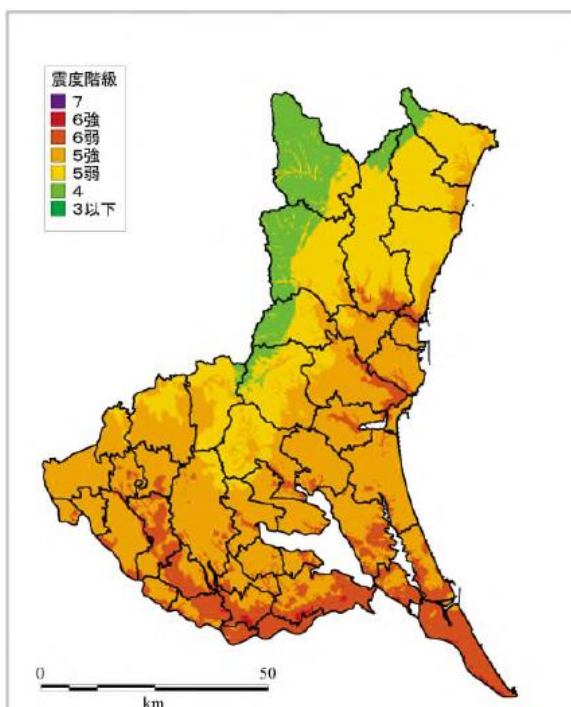


図 4.1-7 茨城県沖～房総半島沖の地震
の地表震度分布

表 4.1-2 地震別の市町村最大震度

地震名 市町村名	①茨城県南部	②茨城・埼玉 県境	③F1 断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋 プレート (北部)	⑥太平洋 プレート (南部)	⑦茨城県沖～ 房総半島沖
水戸市	6弱	5強	5強	6弱	6強	6弱	6弱
日立市	5強	5弱	7	6弱	6強	5強	6弱
土浦市	6弱	6弱	4	4	6弱	6弱	6弱
古河市	6弱	6強	4	4	5弱	5強	5強
石岡市	6強	6弱	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
結城市	6弱	6強	4	4	5強	5強	5強
龍ヶ崎市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6強
下妻市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
常総市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
常陸太田市	5強	5弱	6強	6強	6弱	5強	6弱
高萩市	5弱	4	7	5強	6弱	5強	6弱
北茨城市	5弱	4	7	5強	6弱	5弱	6弱
笠間市	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強
取手市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6強
牛久市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
つくば市	6強	6強	4	5弱	6弱	6弱	6強
ひたちなか市	6弱	5強	5強	5強	6強	6弱	6弱
鹿嶋市	5強	5強	4	4	6弱	6弱	6強
潮来市	6弱	5強	4	4	5強	6強	6強
守谷市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
常陸大宮市	5強	5弱	6弱	7	6弱	5強	5強
那珂市	5強	5弱	6弱	6弱	6弱	5強	6弱
筑西市	6弱	6弱	4	5弱	5強	5強	5強
坂東市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
稲敷市	6強	6弱	4	4	6弱	6強	6強
かすみがうら市	6強	6弱	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
桜川市	6弱	6弱	4	5弱	6弱	6弱	5強
神栖市	5強	5弱	4	4	5強	6弱	6強
行方市	6弱	5強	4	4	6弱	6強	6強
銚田市	6弱	5強	5弱	5弱	6弱	6強	6弱
つくばみらい市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
小美玉市	6弱	5強	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
茨城町	6弱	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱
大洗町	6弱	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱
城里町	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	5強
東海村	5強	5弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱
大子町	5弱	4	5強	6強	5強	5弱	5弱
美浦村	6弱	6弱	4	4	6弱	6弱	6強
阿見町	6弱	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
河内町	6弱	6弱	4	4	5強	6強	6強
八千代町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
五霞町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
境町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
利根町	6弱	6弱	4	4	5強	6弱	6強

平成 30 年 12 月茨城県の「茨城県地震被害想定調査詳細報告書」において、「茨城県南部の地震」と「茨城・埼玉県境の地震」について、それぞれの季節、時間帯に発生した場合の被害量の概要は以下のとおりです。

項目			茨城県南部の地震	茨城・埼玉県境の地震
建物被害（棟）	全壊・焼失	冬深夜	50 棟	90 棟
		夏 12 時	50 棟	90 棟
		冬 18 時	50 棟	100 棟
	半壊	冬深夜	860 棟	1,500 棟
		夏 12 時	860 棟	1,500 棟
		冬 18 時	860 棟	1,500 棟
人的被害（人）	死者	冬深夜	10 人	10 人
		夏 12 時	10 人	10 人
		冬 18 時	10 人	10 人
	負傷者	冬深夜	130 人	220 人
		夏 12 時	80 人	130 人
		冬 18 時	100 人	160 人
	重傷者	冬深夜	10 人	10 人
		夏 12 時	10 人	10 人
		冬 18 時	10 人	10 人
ライフライン被害（直後）（％）	電力（停電率）		90%	90%
	上水道（断水率）		92%	93%
	下水道（機能支障率）		90%	90%
	都市ガス（供給停止率）		供給なし	供給なし
	LP ガス（機能支障率）		1%	3%
	固定電話（不通回線率）		90%	90%
避難者（人）	当日	冬深夜	4,600 人	4,800 人
		夏 12 時	4,600 人	4,800 人
		冬 18 時	4,600 人	4,800 人
	1 週間後	冬深夜	2,700 人	4,100 人
		夏 12 時	2,700 人	4,100 人
		冬 18 時	2,700 人	4,100 人
	1 ヶ月後	冬深夜	810 人	1,700 人
		夏 12 時	810 人	1,700 人
		冬 18 時	820 人	1,700 人

平成 30 年 12 月茨城県の「茨城県地震被害想定調査詳細報告書」において、「茨城県南部の地震」と「茨城・埼玉県境の地震」について、それぞれの季節、時間帯に発生した場合のライフライン被害量の概要は以下のとおりです。

ライフライン	茨城県南部の地震
電力（停電率）	被災直後：90%、被災 1 日後：46%、被災 3 日後：わずか、被災 1 週間後：なし
上水道（断水率）	被災直後：92%、被災 1 日後：56%、被災 1 週間後：10%、被災 1 ヶ月後：1%
下水道（機能支障率）	被災直後：90%、被災 1 日後：46%、被災 1 週間後：わずか、被災 1 ヶ月後：わずか
都市ガス（供給停止率）	都市ガスの供給がない
LP ガス（機能支障率）	冬深夜：1%、夏 12 時：1%、冬 18 時：1%
固定電話（不通回線率）	被災直後：90%、被災 1 日後：46%、被災 4 日後：わずか、被災 1 週間後：わずか

ライフライン	茨城・埼玉県境の地震
電力（停電率）	被災直後：90%、被災 1 日後：46%、被災 3 日後：わずか、被災 1 週間後：なし
上水道（断水率）	被災直後：93%、被災 1 日後：61%、被災 1 週間後：16%、被災 1 ヶ月後：1%
下水道（機能支障率）	被災直後：90%、被災 1 日後：46%、被災 1 週間後：わずか、被災 1 ヶ月後：わずか
都市ガス（供給停止率）	都市ガスの供給がない
LP ガス（機能支障率）	冬深夜：3%、夏 12 時：3%、冬 18 時：3%
固定電話（不通回線率）	被災直後：90%、被災 1 日後：46%、被災 4 日後：わずか、被災 1 週間後：わずか

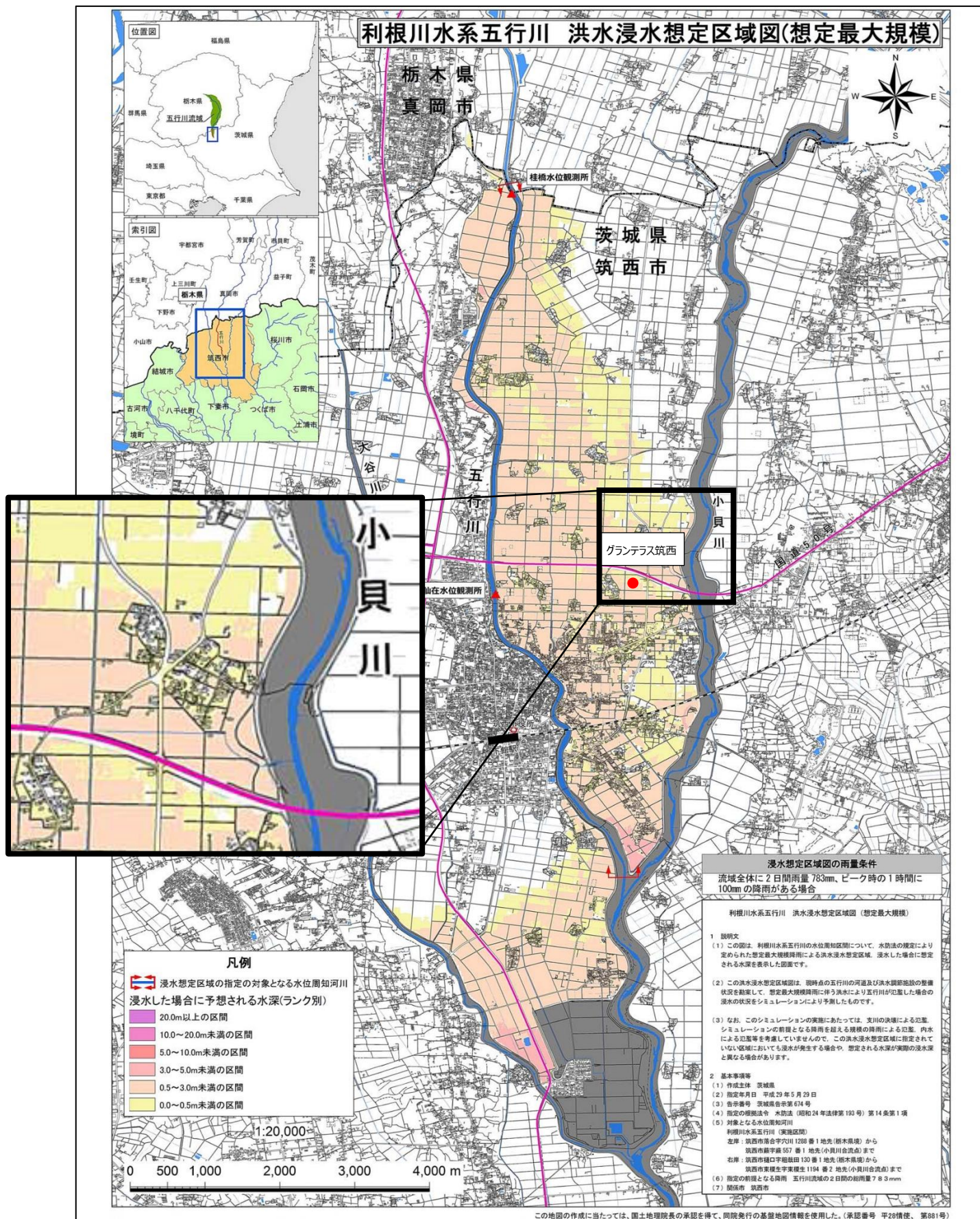
(2) 風水害(台風／河川氾濫)

筑西市における風水害として、台風及び台風に伴う豪雨がもたらす河川氾濫が想定されています。

道の駅「グランテラス筑西」は、一級河川利根川水系の小貝川と五行川に挟まれた位置に立地しています。

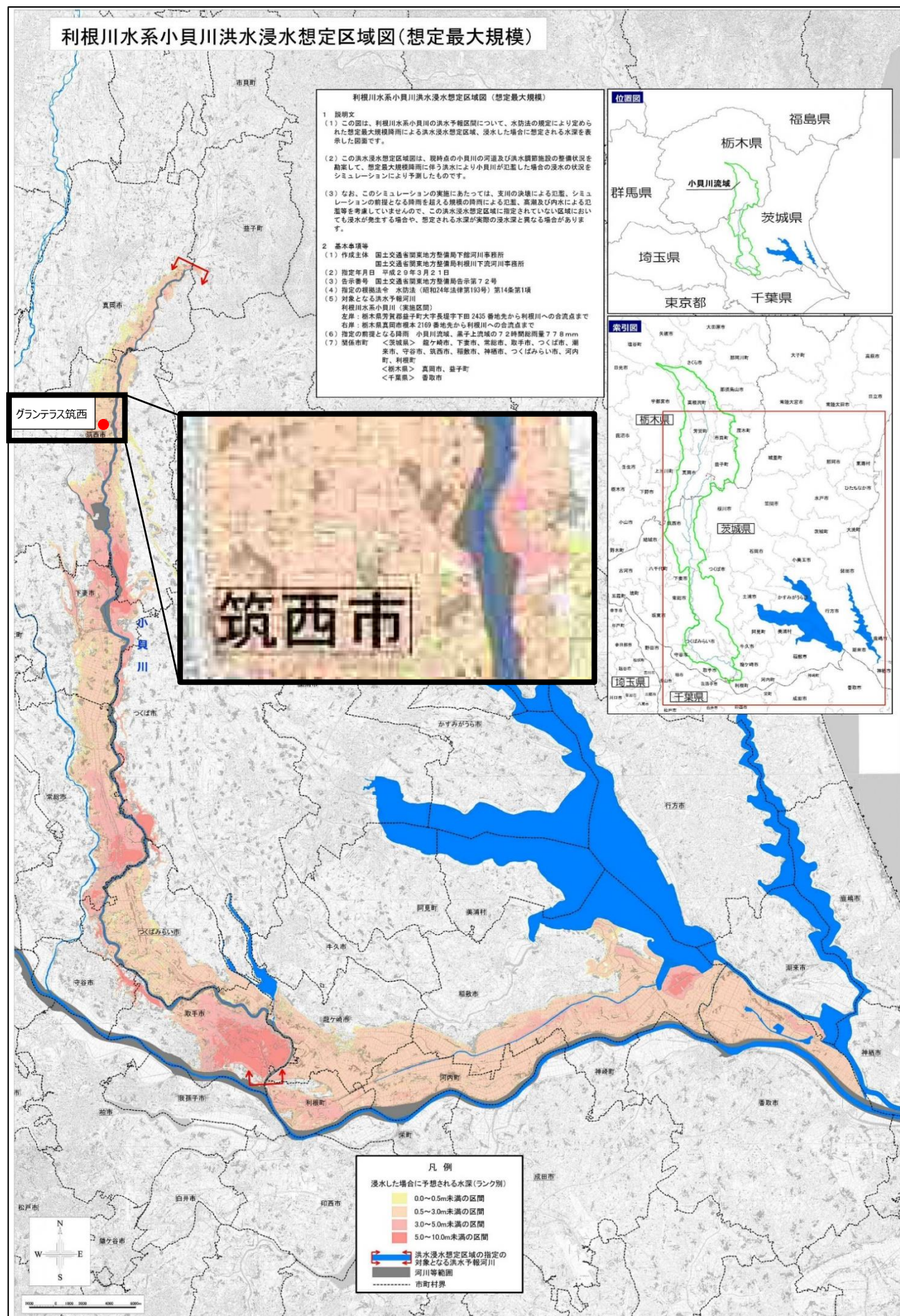
河川の外水氾濫予測として、茨城県土木部河川課計画・企画調整より発表されている「利根川水系五行川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 5 月 29 日）」と国土交通省関東地方整備局下館河川事務所より発表されている「利根川水系小貝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 3 月 21 日）」において、道の駅「グランテラス筑西」の立地は、双方の河川の氾濫による浸水想定 3.0m未満の場所であるため、被害を受ける可能性があると考えられます。

「利根川水系五行川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 5 月 29 日）」における筑西市及び道の駅「グランテラス筑西」の該当箇所は下図の通りとなります。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 平28情使、第881号）

「利根川水系小貝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 3 月 21 日）」における筑西市及び道の駅「グランテラス筑西」の該当箇所は下図の通りとなります。



「利根川水系五行川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 5 月 29 日）」と「利根川水系五行川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 5 月 29 日）」にて、道の駅「グランテラス筑西」の浸水想定区域となり「0.5～3.0m 未満の浸水」が想定される状況となりますが、実際に洪水浸水が発生する降雨量として、試算された数値は、五行川流域全体に 2 日間雨量 783mm、ピーク時の 1 時間に 100mm の降雨の前提で、小貝川流域・黒子上流域の 72 時間総雨量は 778 mm で想定されている。

気象庁の観測データより、近年で最も被害が大きかった「令和元年 10 月 台風 19 号」であり、下館観測所で 1 日の最大降雨量は 184mm と計測されている。

■下館観測所（筑西市）の観測史上の上位の日降水量

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
184.0mm	171.0mm	143.0mm	139.5mm	132.0mm
2019 年(令和元年) 10 月 12 日	2004 年(平成 16 年) 10 月 20 日	2011 年(平成 23 年) 9 月 21 日	2008 年(平成 20 年) 8 月 28 日	2014 年(平成 26 年) 10 月 6 日
台風 第 19 号	台風 第 23 号	台風 第 15 号	豪雨	台風 第 18 号

■下館観測所（筑西市）の令和元年 10 月 10 日～13 日日別降雨量

10/10	10/11	10/12	10/13	4 日間合計	最大 1 時間降水量
0.0mm	7.5mm	184.0mm	0.0mm	191.5mm	31.5mm

■令和元年 10 月 12 日道の駅グランテラス筑西周辺各地の状況

観測所	下館	門井	下妻	柿岡
所在地	筑西市	筑西市	下妻市	石岡市
1 日総降雨量	184.0mm	183.5mm	158.0mm	182.5mm
最大 1 時間降水量	31.5mm	24.5mm	30.0mm	31.0mm



浸水に対し迅速な対応を可能とするため、被災時に必要な備品リストと設置図等を作成し、計画的な備蓄、及び定期的なリストの見直しを行うことが望ましい。

現時点において道の駅「グランテラス筑西」の浸水対策備品が未整備であるため、将来整備された時点（あるいは整備計画時点）で備品リスト、設置図等を記載する。参考として浸水対策備品等一覧と設置図の例を掲示する。

2.4.2. 想定されるリスク、対応すべきリスク

想定する災害を踏まえ、道の駅での発生が想定されるリスク、対応すべきリスクは以下のとおりと考えられます。

本計画での災害時における「重要業務」は、対応すべきリスクのうち、事前の備えで対応できない「災害発生時に対応すべきリスク」を対象とします。

種類	道の駅での発生が想定されるリスク		対応すべきリスク		
	施設機能、周辺被災等の物的要因によるリスク	利用者・避難者等の人的要因におけるリスク	事前の備えで対応が可能と考えられるリスク	事前の備え・対応案	災害発生時に対応するリスク 【BCPにおける重要業務】
災害発生直後	・施設に著しい被害（倒壊、崩落、落下）。 ・店舗に浸水があり、商品に被害。 ・インフラへの被害発生により、水道、ガス、電気が使用不能。 ・非常用電源等が稼働しない。 ・周辺地域の道路が寸断したため、帰宅困難者が滞留、避難者が帰宅できない、関係者が出勤できない。 ・トイレが使用できない。 ・道の駅の施設に大規模な損傷発生。	・営業休止の判断が遅れて帰宅困難者発生。 ・道路利用者による避難。 ・従業員（出勤以外）の安否、出勤可能か不明。 ・従業員、来客者に負傷者が発生。 ・周辺住民の避難可能かの問合せが殺到。 ・利用者からの道路情報について問合せが殺到。 ・避難場所として使用可否の問合わせに回答できない。	・従業員の安否確認。 ・出勤可能者の確認。 ・周辺住民からの問合せ。	・従業員緊急連絡網。 ・安否確認システム。 ・営業情報の提供。 ・問合せへの想定問答・Q&A。 ・営業判断基準設定。	・負傷者対応。 ・インフラ（水道、ガス、電気）の被害確認、使用可否判断（非常用設備準備）。
避難者及び車両の受け入れ時点	・想定以上に避難者が殺到。 ・避難者の車両で駐車場が混乱。 ・被害が小さく営業したいのに避難者がいてできない。 ・休業となる場合の商品（生鮮品）の在庫処理。 ・緊急活動拠点や広域防災拠点としての受け入れ準備が整わず、救援救護活動が遅延する。	・従業員不足で避難者（帰宅困難者）対応できない。 ・避難所への誘導がスムーズにいかない。 ・販売品（食料）を提供しろと苦情が入る（提供可否の判断ができない）。	・販売品（食料）を提供しろと苦情が入る（提供可否の判断ができない）。 ・休業となる場合の商品（生鮮品）の在庫処理。 ・緊急活動拠点や広域防災拠点としての受け入れ準備が整わず、救援救護活動が遅延する。	・被災者への分配についての判断、方法を予め決めておく。 ・広域災害応急対策を行う防災拠点自動車駐車場の指定範囲を事前確認・共有。指定範囲の規制体制をスムーズに構築するために、標識等の用意・保管場所の確認。	・避難者の車両、避難者の避難所への誘導。 ・緊急活動拠点や広域防災拠点、防災拠点自動車駐車場としての受け入れ準備、救援救護活動。
業務再開の検討開始後	・部分的な営業再開しかできない。 ・店舗が被災し、再開の見通しが立たない。	・早期営業再開にむけ準備を行いたいのが、生産者や出店者が被害により対応ができない。 ・広域支援場所となり休業中だが周辺の被害は小さいので来客者が来て苦情が入る。 ・被害が小さくすぐに営業開始したが休業中と勘違いされて来客者来ない。	・部分的に営業再開しかできない。 ・休業中だが周辺の被害は小さいので来客者が来て苦情が入る。 ・すぐに営業開始したが休業中と勘違いされ来客がない。	・ドライブスルーの最大活用。 ・早期の利用者周知方法の確立。	・仮設でも営業が可能な体制の確立。 ・生産者や出店者の被害把握と早期再開に向けての支援策立案。

2.5. 災害発生時の重要業務の設定

想定する災害発生時の道の駅「グランテラス筑西」における重要業務の基本的な内容を以下の通り規定します。

時間経過	重要業務	業務の概要	実施すべきこと
初動対応 災害発生直後～3時間	0. 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	・来客者・従業員の安否確認 ・負傷者の救助・救護 ・二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認) ・二次災害の防止(消火活動) ・災害用設備の起動(非常用発電機の起動)※自動的に起動しない場合 ・飲料水兼用耐震性貯水槽等の水道関係施設の確認	・「道の駅」区域内をくまなく点検し、来客者・従業員の安否を速やかに確認 ・発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 ・救急を要する場合、速やかに救急救援を要請 ・避難者の受入れ等を安全かつ効率的に実施するための建物・設備点検 ・迅速な初期消火により延焼を防止 ・避難者へのトイレ使用環境の早期復旧 ・避難場所を維持するための電源確保 ・貯水槽の被害状況、ポンプ起動確認 ・水道施設の毀損等による水漏れ確認
	1. 一時避難場所の開設準備、誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布	・一時避難場所の確保 ・一時避難場所・駐車場へ誘導 ・在庫商品の搬出、避難者等への配布	・速やかな一時避難場所の確保(使用可否の判断、使用可能エリアの確認) ・一時避難場所として避難してきた地域住民や車両を速やかに案内、誘導 ・在庫商品の搬出 ・避難者、来客者への食料、飲料水等の配布
	2. 利用者や関係機関等への情報発信・共有	・関係各所への情報伝達 ・利用者、避難者等への情報提供	・人的被災、設備被災を踏まえた、速やかな支援要請、避難住民や来客者の避難状況の伝達、緊急活動スペース、広域防災拠点として活用可否の判断に関わる情報の協議 ・「道の駅」に避難している地域住民や利用者に対し現在状況の周知。状況を鑑みて指定避難場所への移動又は帰宅を促す
応急対策活動 災害発生～1日	3. 緊急活動拠点スペースの確保	・緊急活動拠点スペースの確保※広域防災拠点となる場合を含む ・災害備蓄スペースの確保 ・筑西市災害対策本部からの要請により、発災後の近隣地域の救援活動等に資する活動拠点を確保 ・スペースの確保状況について筑西市災害対策本部に連絡	・緊急活動拠点スペースの要請があれば確保 ・災害備蓄スペースの要請があれば確保 ・災害活動車両の駐車スペースの要請があれば確保 ・スペース確保状況を筑西市災害対策本部へ連絡
	4. 災害活動拠点スペースの確保	・災害活動拠点スペースの確保※広域防災拠点となる場合を含む ・筑西市災害対策本部、または常陸河川国道事務所岩瀬国道出張所からの要請により、発災後の自衛隊、警察、消防、テックフォース等による広域的な救援活動等に資する活動拠点を確保※防災拠点自動車駐車場となる場合を含む ・スペースの確保状況について筑西市災害対策本部、または常陸河川国道事務所岩瀬国道出張所に連絡	・災害活動拠点スペースの要請があれば確保 ・災害時指令拠点の要請があれば確保 ・防災拠点自動車駐車場の要請があれば確保 ・スペースの確保状況を筑西市災害対策本部、または常陸河川国道事務所岩瀬国道出張所へ連絡
事業再開への取組 災害発生3日後～2週間	5. 食料品・生活必需品の早期販売再開	・再開にむけた対応戦略 ・人員、スペース、商品の確保 ・建物・設備の修理等手配	・建物・設備の被災状況の確認結果をふまえた再開戦略立案 ・食料品・生活必需品の販売再開をするための人員、スペース、商品を確保 ・建物損傷や設備被害ごとの調査、補修のための専門事業者による見積取得 ・筑西市、銀行、保険会社へ被災状況を連絡
感染症対策 適宜実施	6. 感染症の予防や拡大防止対策	・感染症の予防や拡大防止対策の実施 ・感染疑い者の速やかな帰宅、および、接触場所と接触者の確認、担当施設の消毒	・感染症流行期における対策強化(消毒、体調確認) ・飲食事業者の法定点検の確実な実施と点検結果のチェック

2.6. 必要資源の現状把握

大規模災害をはじめとする想定する災害発生時の重要業務に関わる、道の駅「グランテラス筑西」の現状は以下のとおりです。

2.6.1. 参集可能人員の整理

重要業務を担うための参集可能人員は、以下のとおりです。

休館日が少ない（原則、毎月第3水曜日、1月1日のみ）ことから、人員の計画は、道の駅「グランテラス筑西」の営業時間に応じた計画とします。発災時所属者全員が揃っていない状態を前提に設定を行っています。また、参集可能人員は、道の駅「グランテラス筑西」の指定管理者（株式会社ちくせい夢開発）の人員以外にも、指定管理者にて採用しているパート・アルバイト人員、各施設で業務を行う飲食関係テナント事業者や観光案内所人員等も含めた上で計画しています。

指定管理者以外での参集人員数等の内、各施設で業務を行う飲食関係テナント事業者や観光案内所人員等については、災害発生時における施設の重要業務だけでなく自テナントの営業や被災状況確認等も生じることから、通常勤務時の人員から数名が施設の支援対応を行う想定としています。

また、適宜テナント事業者との調整のもと、見直していくことが望ましいと考えられます。

施設	開業時間
駐車場	午前0時から翌日の午前0時まで
公衆便所	午前0時から翌日の午前0時まで
情報発信施設	午前0時から翌日の午前0時まで
総合案内・観光案内所	午前9時から午後6時まで
リラクゼーションルーム	午前6時から午後11時まで
広場	午前0時から翌日の午前0時まで
販売施設、サービス提供施設	主に午前9時から午後6時までの範囲で、販売施設、サービス提供施設の施設利用が定める時間 ※その他夜間営業施設 ・スターバックスコーヒー（午前7時から午後10時まで） ・セイコーマート（午前6時から午後11時まで）

道の駅「グランテラス筑西」のHP・パンフレット（2023年5月時点）より

2.6.2. ライフラインの整理

非常時に使用可能なライフラインは以下のとおりです。

ライフライン	耐震化	バックアップ	備蓄量	備考
電力	○	非常用電源装置	2.5 時間	2.5 時間は発電機本体の燃料タンクの容量。予備燃料については軽油の劣化による維持管理費発生を考慮し、未設置
	○	配電盤		
水	○	貯水槽	40,000L	防災対応型自動販売機あり 貯水槽の容量は、利用者を606人（満車及び従業員）と仮定し、1人あたり1日36.76L使用（生命維持3L+トイレ利用33.76L）、指定避難所の想定ではないため、48時間以内に指定避難所への誘導を想定し、1.8日分を確保容量と設定 $606 \times 36.76 \times 1.8 = 40,000$

2.6.3. 災害用備蓄品の整理

道の駅グランテラス筑西における、災害用備蓄資材および食料品は備蓄しておらず、筑西市役所で備蓄している資材や食料品を、後方支援拠点である道の駅グランテラス筑西に集配し、道の駅から物資の提供が必要な場所に分配を行う。

また、テナントが取り扱っている食料品の無償提供については今後検討を進めていく。

災害に対し迅速な対応を可能とするため、被災時に必要な災害用備蓄品リストと配置図を作成し、計画的な備蓄、及び定期的なリストの見直しを行うことが望ましい。

現時点において道の駅「グランテラス筑西」の災害用備蓄品が未整備であるため、もし将来整備の予定があれば、あわせて将来整備された時点（あるいは整備計画時点）で災害用備蓄品リスト、配置図等を記載する。参考として災害用備蓄品等一覧と防災倉庫配置図の例を掲示する。

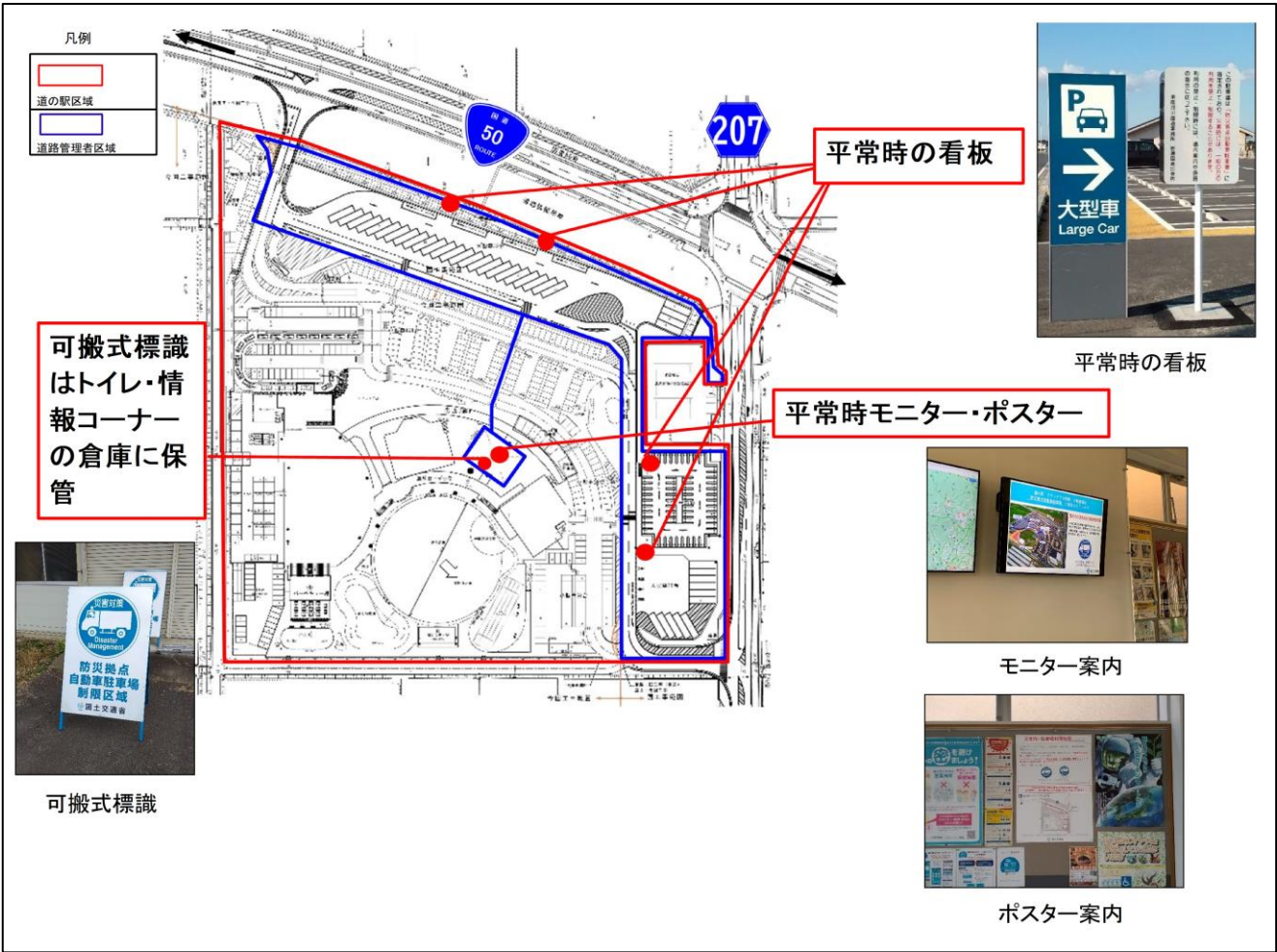
2.6.4. 防災拠点自動車駐車場に関する備品の整理

道の駅「グランテラス筑西」の防災拠点自動車駐車場としての役割を果たす上で必要となる備品一覧、保管場所を記載する。

防災拠点自動車駐車場に関する備品一覧

品名	数量		使用目的・数量根拠等
可搬式標識	4	枚	利用の禁止又は制限区域を明示する際に使用
平常時の看板	4	箇所	災害時に備え平時から防災拠点自動車駐車場に指定されていることを案内するため
平常時モニター・ポスター	1	式	同上

防災拠点自動車駐車場に関する備品の保管場所



道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）：本項のポイント

- ・時点最新の体制図やデータより記載を行っていますが、参集人員はじめ運営開始後の実態に即して更新を行うことが望ましい項目となります。

作成日：2024年1月

改訂日：

3. 災害時の重要業務の行動計画

大規模災害をはじめとする災害発生時において、想定する重要業務における行動計画を次頁に示します。
計画の主な要素は、重要業務とその内容、開始までの目標時間、役割分担です。
各要素を設定するうえでの主な考え方は、以下になります。

【重要業務とその内容】

- 「2.5.災害発生時の重要業務の設定」に基づき、災害毎に設定。

【開始までの目標時間】

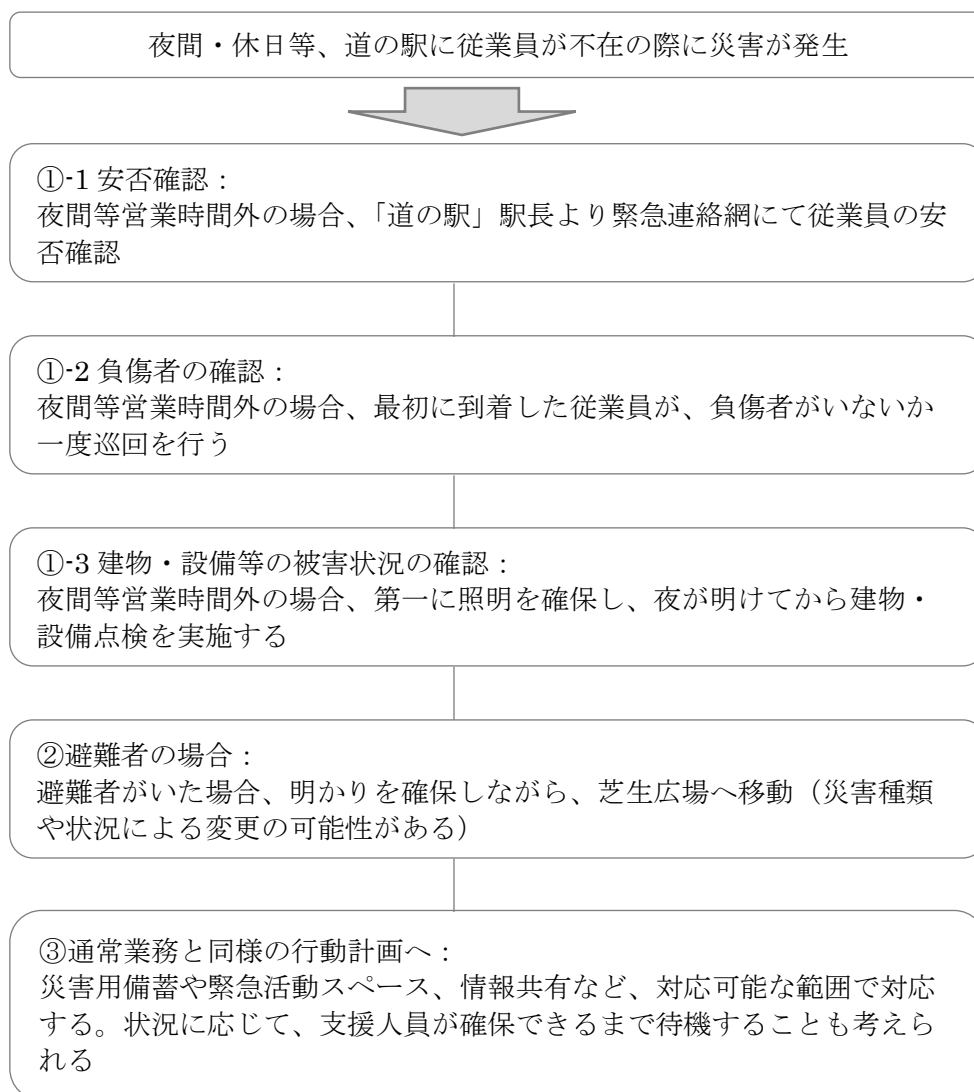
- 災害発生後の安否確認や救助・救護など人命に関わる事項を最優先に開始。
- 次に、被災状況の確認や設備点検など二次災害の防止に関する内容、避難者や被災地の支援活動に関する内容の順に重要度に応じ災害発生後の開始目標を設定。

【役割分担】

- 道の駅指定管理者が主体的に重要業務にあたり、テナント業者はその支援を積極的に行う体制を構築。
- 駅長は総括責任者として発災時に「道の駅」内での災害対応の陣頭指揮を行う。
- 平時から統括的な業務を担当する総務課が駅長の重要業務をサポートし、あるいは駅長が対応不可・不在の場合はその役割を代行。
- 各部門は担当責任者を選任して、リーダーとなり駅長・駅長代理の指示に従い BCP に定められた行動計画に基づき重要業務を遂行。
- 販売促進課と直売・物産課、外商課は指示を受け、作業実施者として重要業務を実施。
- 施設関係者の各テナントは必要に応じて、作業支援・炊き出し・食料提供対応等を実施。

3. 1. 夜間等の営業時間外の行動計画

前頁に示した通常営業時の行動計画を参考に、夜間・休館日等の対応フローを示した。
営業時間外のため、最初に道の駅へ到着した従業員より対応する。



4. 行動計画の個別内容

- ・次頁より、個別資料を取りまとめる。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）：本項のポイント	
・個別内容に関し、全項目について概略内容の作成を行った。 ・今後、筑西市地域防災計画等の関連資料の更新に応じ、加筆を行うことが望ましい。 ・また運営開始後に関係者間での防災協定締結や、各種定期訓練（研修）を行っていく中で詳細を決定することが望ましいことから、仔細な場所の設定や道具類の指定については記載を行っていない。	
作成日：2024 年 1 月	改訂日：

4.1.1. 従業員・来客者の安否確認

業務の概要	災害発生後、安全を確認しながら「道の駅」区域内をくまなく点検し、来訪者・従業員の安否を速やかに確認する。出勤ではない従業員や夜間等営業時間外の場合、駅長を中心に緊急連絡網にて従業員の安否確認を確認する。	
担当班	各部署リーダー(及び発災時出勤者)	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後、速やかに開始し30分以内に実施	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.管内放送で従業員に従業員相互及び来客者の安否確認を指示。 2.出勤ではない従業員に対し安否確認の連絡を指示。 3.各班より人員被災状況の報告を受ける。 4.各班からの報告を基に「初期の被害チェックリスト」を作成。	
	各部署リーダー(又は発災時出勤者) 1.当日出勤者は、利用者に対し身を守る対応の声掛け実施。 2.部署リーダーの声掛けにてパート・アルバイト含めて安全の相互確認を実施。 3.各エリアの巡回・安全確認を実施。 ・「誰かいませんか？」等の声掛けを行う。 ・確実に避難・負傷者状況の把握を行う。 ・逃げ遅れがないかトイレ細部まで確認する。 ・各テナント出店者始め施設関係者に避難状況を確認する。 4.人的被害状況をチェックリストに記載し、駅長（総務課）に報告する。 5.地震・建物火災の場合、屋外への避難誘導を並行して行う。 6.風水雪害、降雷の場合、屋内への避難誘導を並行して行う。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-1 従業員緊急時連絡網 様式-3 避難誘導経路図 様式-5.1 初期の被害チェックリスト(人的被害・建築物被害) 様式-5.2 初期の被害チェックリスト(付帯機能・電気・機能設備) 様式-5.3 初期の被害チェックリスト（状況記録図）	
課題	特になし	

4. 1. 2. 施設営業の可否判断（従業員の出勤可否）

業務の概要	周辺道路の状況による出勤者の人数や、施設の被害状況（施設や駐車場の使用可否）より、営業可能か休業するかの判断を実施。	
担当班	直売・物産課（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	直売・物産課（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後、速やかに開始し30分以内に実施	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.当日の出勤者状況の確認を指示。 2.テナント出店者の開業状況の確認を指示。 3.直売・物産課より施設の被災状況の報告を受ける。 4.駐車場が利用可能かつ当日出勤予定者の半数が到着した時点で開業とする。 5.駐車場の利用が著しく制限される、利用できない状況の場合、休業とする。	
	各部署リーダー(又は発災時出勤者) 1.当日出勤可能か、何時までに到着できるかを各自が指定された方法（携帯電話）で報告する。 2.到着次第、周辺道路状況、駐車場の被災状況、各エリアの巡回・安全確認を実施。 ・ 駐車場は何台程度駐車可能か、概算数量を確認する。 ・ 施設が水没している場合、使用可能エリアの確認を並行して行う。 ・ 降雪の場合、駐車場や園路に何cmの積雪があるか並行して計測する。 ・ テナント出店者より、営業可否についての確認を要請する。 4.営業可否の問合せについて、総務課に集約し、回答を行う。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-2 施設担当部門エリア図 様式-5.1 初期の被害チェックリスト(人的被害・建築物被害) 様式-5.2 初期の被害チェックリスト(付帯機能・電気・機能設備) 様式-5.3 初期の被害チェックリスト（状況記録図）	
課題	特になし	

4.1.3. 負傷者の救助・救援

業務の概要	発災により負傷者が発生した場合、負傷に応じた応急処置を実施。 重傷者が発見された場合、速やかな救急119番通報を実施。	
担当班	各部署リーダー(及び発災時出勤者)	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	負傷者発見後10分以内に対応	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.重傷者報告を受け次第、救急搬送を指示する。 2.軽傷者への応急手当及び安全な屋内施設への誘導を指示する。	
	各部署リーダー(又は発災時出勤者) 1.救護所を設営する。 2.軽症者の応急処置を行う。 3.中傷者・重傷者は、担架等により救護所へ搬送し、救急に通報する。 4.処置結果を駅長に報告する。	
	休日当番医等の情報を検索できる公共サービスを周知する。 茨城県救急医療情報システム https://www.qq.pref.ibaraki.jp/	
 携帯電話案内サービス 携帯電話より、県内の医療機関の情報や 夜間休日急病診療所、当番医療機関の 情報を検索できます。 		
使用機材		
場所		
関連様式	様式-1 従業員緊急時連絡網 様式-3 避難誘導経路図 様式-6 災害時関係者緊急連絡先一覧	
課題	特になし	

4.1.4. 使用可能エリアの確認

業務の概要	施設状況確認の報告を受け、使用可能エリアを決定。使用できないエリアの立ち入り禁止措置を行う。	
担当班	直売・物産課（又は発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	直売・物産課（又は発災時出勤者）
目標時間	来訪者・従業員の安否確認後速やかに開始し、発災後30分程度以内に情報提供できるようにする	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.施設状況確認の報告を受け、使用可能エリアを決定。 2.使用できないエリアの立ち入り禁止措置を指示。	
	直売・物産課（又は発災時出勤者） 1.浸水による水没、天井等の構造物の落下、倒壊が無いか巡回確認する。 2.危険と判断される箇所は随時、駅長へ報告。 3.報告と合わせ、一時的な立ち入り禁止措置を実施。 4.「初期の被害チェックリスト」に記録。写真撮影する。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-2 施設担当部門エリア図 様式-5.1 初期の被害チェックリスト(人的被害・建築物被害) 様式-5.2 初期の被害チェックリスト(付帯機能・電気・機能設備) 様式-5.3 初期の被害チェックリスト（状況記録図）	
課題	特になし	

4.1.5. 二次災害の防止（建物・設備の被害状況の確認）

業務の概要	避難場所や避難者の受入れに向け、不具合や破損が無いか施設設備を点検。	
担当班	直売・物産課（又は発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	直売・物産課（又は発災時出勤者）
目標時間	人的被害確認⇒救急救命対応⇒避難誘導後から60分以内に開始	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.使用可能エリアの判断実施と連動し、施設設備の動作確認を指示。 2.停電や断水の有無、その他不具合状況の報告を指示。 3.人命に関わる不具合や被害状況が確認できた場合、立ち入り禁止措置を指示。	
	直売・物産課（又は発災時出勤者） 1.停電、断水、ガス漏れ等のライフライン異常の有無を確認する。 2.電気系統における漏電火災や機械設備の破損状況を確認する。 3.避難受け入れに支障のある場合や重大な問題を発見した場合、駅長に即時報告。 4.駅長の指示を受け、人命に関わる危険個所の立ち入り禁止措置を実施。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-2 施設担当部門エリア図 様式-5.1 初期の被害チェックリスト(人的被害・建築物被害) 様式-5.2 初期の被害チェックリスト(付帯機能・電気・機能設備) 様式-5.3 初期の被害チェックリスト（状況記録図）	
課題	特になし	

4.1.6 二次災害の防止（初期消火、水防止機材の用意設置等）

業務の概要	被災状況時に、火災が発見された場合、初期消火により延焼防止するとともに消火不可能と判断した場合は119番(消防)へ通報する。	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	火災発見後、速やかに開始し、10分以内に対応	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.火災発生や河川氾濫の状況報告を受け次第、対策指示。 2.執務室内の火災報知盤、敷地内の監視カメラ情報を担当班へ伝達。	
	各部署リーダー(及び発災時出勤者) 1.発生現場を駅長に報告する。 2.初期消火の実施。消防への通報を実施。 ・火災状況を確認し、消火器または、消火栓で初期消火を実施 ・消火栓使用時は、3人1組(ノズル操作、バルブ操作、状況監視)で実施 3.河川氾濫や局地的大雨により施設浸水の状況が確認された場合は、土嚢等水防止機材の準備を開始する。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-7 災害用設備配置図	
課題	現時点に防災備蓄品倉庫なし、拡張後整備予定	

4. 1. 7. 既設トイレの使用可否確認

業務の概要	避難者へのトイレの使用環境確認。	
担当班	直売・物産課（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	総務課	直売・物産課（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後、120分以内に開始	
役割及び 実施内容	道の駅 総務課 1.既設トイレの使用可否の確認を指示。	
	直売・物産課（及び発災時出勤者） 1.使用可能エリア、施設設備の被災状況確認と合わせてトイレの使用可否を確認し、総務課へ報告。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-7 災害用設備配置図	
課題	現時点に防災備蓄品倉庫なし、拡張後整備予定	

4. 1. 8. 災害用設備の起動（非常用発電装置、貯水槽関係の起動）

業務の概要	自家非常用電源装置の起動。貯水槽の被害状況、ポンプ起動確認、水道施設の棄損等による水漏れ確認。	
担当班	直売・物産課	
責任者 実施体制	総務課	直売・物産課
目標時間	発災後30分以内に確認	
役割及び 実施内容	道の駅 総務課 1.建物停電状況の確認を指示。 2.広域停電の場合、非常用発電装置の起動を指示。	
	直売・物産課 1.非常用電源装置を起動。 2.配電盤の被害状況を確認。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-7 災害用設備配置図	
課題	特になし	

4.2.1. 一時避難場所としての使用可否判断

業務の概要	風水雪害の場合にて、施設や駐車場が水没または積雪によって即時使用できない場合等にて、避難者の受入れが可能か判断を行う	
担当班	直売・物産課	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	直売・物産課
目標時間	安否確認後速やかに開始し、発災後60分程度以内に情報提供できるようにする	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.施設被害状況の報告を踏まえ、筑西市に対して一時避難場所として使用可能かを報告。 2.避難受入に向け水没及び降雪の除去が必要な場合の支援要請を実施。	
	直売・物産課 1.水没被害の無い使用可能エリアを駅長へ報告。 2.水没の影響によって駐車場の使用可能場所、使用不可能な場所を施設エリア図に記載し駅長へ報告。 3.応急的な清掃、除水作業に要する作業時間を駅長に報告。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-2 施設担当部門エリア図	
課題	特になし	

4.2.2. 一時避難場所の開設準備

業務の概要	一時避難スペースの確保・誘導のため、指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに開設を行う。	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	指定された災害が発生もしくは予想される場合、30分以内に開始	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長 1.筑西市からの要請を受け、避難場所開設の詳細協議を行う。 2.開設に向けての詳細について、各部署の対応状況を踏まえて人員を編成し、対応を指示。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.一時避難場所を開設する。 ・場所は芝生広場を基本とするが、災害の種類や被災状況、天候等により適切な場所を選択する。 ・案内所を開設する。 ・避難場所に救護所を併設する。 ・のぼり旗等により避難場所を明示する。 2.駅長へ開設完了及び、今後の問題課題等を報告する。	
使用機材		
場所		
関連様式	筑西市のマニュアル等に準拠	
課題	特になし	

4.2.3. 一時避難場所への誘導、受入

業務の概要	来客者及び一時避難所として避難してきた地域住民を一時避難場所に誘導。 必要に応じて車両規制（一時避難場所確保）	
担当班	直売・物産課（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 総務課	直売・物産課（及び発災時出勤者）
目標時間	避難場所準備開始から60分以内	
役割及び 実施内容	道の駅 総務課 1.館内放送で避難場所開設を周知するよう指示を行う。 2.駐車場内での車両誘導の実施を指示する。(来訪者と車両の接触防止のため) 3.必要に応じて車両規制を行うよう指示する。	
	直売・物産課（及び発災時出勤者） 1.来訪者に一時避難場所開設の声かけ及び、一時避難場所への移動希望者の誘導を実施する。 2.担当エリアの残存者(車両内待機・避難者)を確認する。 3.避難完了(担当エリアの残存者報告含む)を総務課に報告する。 ・避難者の合計数や内訳(男性、女性、子供、乳幼児) ・避難者の健康状態(負傷者数、負傷箇所・程度、救急車要請の有無)など	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-3 避難誘導経路図	
課題	防災拠点自動車駐車場要請があれば、一般利用者の車はほかの場所に誘導する必要がある	

4. 2. 4. 在庫商品の搬出・避難場所への配布

業務の概要	提供可能な飲食料品を来訪者や避難場所全員に配布する。	
担当班	直売・物産課（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 総務課	直売・物産課（及び発災時出勤者）
目標時間	受入開始後、120分以内に搬出、180分以内に配布	
役割及び 実施内容	道の駅 総務課 1.提供可能な飲食料品の分配指示。 2.テナント出店者への飲食料品提供の支援要請を実施。	
	直売・物産課（及び発災時出勤者） 1.在庫商品の配布を実施。 2.生鮮食品等より日持ちしない飲食料品等を優先し、提供可否を判断した上で避難者へ配布。配布状況、在庫状況を総務課に報告。 3.テナント出店者からの支援人員や炊き出し作業の指示を行う。	
使用機材		
場所		
関連様式	—	
課題	売店、自販機が被災した場合の備蓄不足 現時点に防災備蓄品倉庫なし、拡張後整備予定	

4.3.1. 関係各所への速報情報伝達

業務の概要	各部署からの報告を基に筑西市はじめ関係各所に被災状況を伝達	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後60分以内に完了。 また、状況の変化に応じ、適宜、情報の更新を行うよう指示する。	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長 1.発災後、各部署から報告の上がってきた状況を速報として関係者に報告。 2.指定管理者関係者（ちくせい夢開発）、道の駅施設関係者（観光案内所、テナント出店者等）にも速報として情報共有を実施。	
	各部署リーダー(又は発災時出勤者) 1.情報の錯綜を予防するため、施設エリア図と共に写真記録を行う。 2.時間、数量、必要人数等の定量的な内容を重視して報告を行う。 3.情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報をホワイトボード及び掲示板等を活用し、アナログの見える化によって関係者に共有化する。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-1 従業員緊急時連絡網 様式-2 施設担当部門エリア図 様式-5.1 初期の被害チェックリスト(人的被害・建築物被害) 様式-5.2 初期の被害チェックリスト(付帯機能・電気・機能設備) 様式-5.3 初期の被害チェックリスト（状況記録図）	
課題	特になし	

4.3.2. 人的被災、設備被災を踏まえた支援要請、避難状況の伝達

業務の概要	人的被災、設備被災、避難住民や来客者の避難状況の伝達を踏まえた、速やかな支援要請。緊急活動スペース、広域防災拠点として活用可否の判断に関わる情報伝達。	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後60分以内に完了。 また、状況の変化に応じ、適宜、情報伝達および協議を行う。	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長 1.速報に続き、施設被害規模、応急措置の有無、復旧の見込み等の運営に関わる情報や、避難所開設や避難者受け入れ状況等を筑西市へ伝達する。 2.今後の支援要請や緊急活動及び広域防災の拠点としての活用判断に関わる協議等も随時行っていく。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.使用可能エリアの状況、避難場所としての使用可否判断、施設設備の二次被害防止のための緊急点検の結果を駅長へ集約する。 2.緊急点検の段階より、より具体的な応急措置にかかる予定時間や被害の費用見込み、施設設備の具体的な使用可否の情報を整理し、報告する。 3.避難所準備から開設において生じている問題課題を集約し、筑西市への支援要請を行えるように取りまとめる。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-1 従業員緊急時連絡網 様式-2 施設担当部門エリア図	
課題	特になし	

4.3.3. 利用者、避難者等への情報提供

業務の概要	「道の駅」に避難している来客者や地域住民等に対し現在状況を周知。 状況を鑑みて指定避難場所等へ移動を促す案内等、情報提供を行っていく。	
担当班	直売・物産課、販売促進課（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 総務課	直売・物産課、販売促進課（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後120分以内に完了。 また、状況の変化に応じ、適宜、情報提供を行う。	
役割及び 実施内容	道の駅 総務課 1.避難所の避難者及び道の駅来訪者へ情報発信を行うよう指示する。 2.避難者からの要望や苦情等の情報を集約するように指示する。	
	直売・物産課、販売促進課（及び発災時出勤者） 1.情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報をホワイトボード及び掲示板を活用し、避難者及び道の駅来訪者に提供する。（館内放送等も活用） 【提供情報】 ・周辺避難場所の開設情報 ・ライフライン状況 ・道路状況 ・道の駅「グランテラス筑西」の施設利用可否情報 トイレ、飲み水、提供備蓄飲食料、シャワー施設の稼働状況 等 2.テレビによる災害情報(NHK、民放)を提供する。 3.自力で移動が可能な避難者、来客者に対し指定避難場所への移動を促す。 4.避難者及び道の駅来訪者からの質問や要望等を受付し、駅長に集約する。	
使用機材		
場所		
関連様式	—	
課題	特になし	

4. 4. 緊急活動拠点スペースの確保

業務の概要	筑西市災害対策本部他、関係機関との協議の下、緊急活動拠点スペースの要請があり次第、発災後の近隣地域の救援活動等に資する活動拠点を確保	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後に要請あり次第120分以内にスペースを確保	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.筑西市からの要請を受け、緊急活動拠点スペース確保の詳細協議を行う。 2.緊急活動拠点スペースの詳細について、各部署の対応状況を踏まえて人員を編成し、対応を指示する。 4.スペース確保における問題課題（避難者が多い等）を筑西市へ報告する。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.緊急的な備蓄スペース、駐車スペース等の要請内容に従って、運搬されてくる支援物資や災害活動車両の置き場を確保（駐車場の車両所有者に対し、緊急車両の通行を確保した上で路上等への移動を呼びかける等）。 ・支援物資の保管拠点は、業者搬入駐車場内倉庫とする。 ・関係者が利用する駐車場は、従業員・関係者用駐車場とする。 2.スペースの確保状況及び確保にあたっての問題課題を駅長へ報告。 ・持ち主不明車両の強制移動が必要な場合は、筑西市災害対策本部に要請する。 ・広大なスペースに人や車両等が進入しないためのバリケードの設置する。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-2 施設担当部門エリア図 様式-7 災害用設備配置図	
課題	特になし	

4. 5. 災害活動拠点スペースの確保（広域防災拠点・防災拠点自動車駐車場となる場合を含む）

業務の概要	筑西市災害対策本部、または常陸河川国道事務所岩瀬国道出張所からの要請により、発災後の自衛隊、警察、消防、テックフォース等による広域的な救援活動等に資する活動拠点（防災拠点自動車駐車場となる場合を含む）を確保	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後に要請あり次第 1 日以内に状況を報告 広域的な救済活動の拠点要請あり次第 1 日以内に確保	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.筑西市からの要請を受け、災害活動拠点スペース確保の詳細協議を行う。 2.常陸河川国道事務所からの要請を受け、防災拠点自動車駐車場の指定範囲の利用の禁止又は制限の詳細協議を行う。 3.各部署の対応状況を踏まえて人員を編成し、対応を指示する。 4.スペース確保における問題課題（一時避難所として使用している場合の共存利用、一般車両の移動先等）を筑西市、または常陸河川国道事務所へ報告する。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.災害活動拠点スペース、または防災拠点自動車駐車場の指定範囲の被災状況を駅長に報告。 2.自衛隊、警察、消防、テックフォース等の利用規模に応じ、スペースを確保（駐車場の車両所有者に対し、緊急車両の通行を確保した上で路上等への移動を呼びかける等）。 3.防災拠点自動車駐車場となる場合は、利用の禁止又は制限を行う駐車場のスペースを確保（入口その他必要な場所に標識を設置、カラーコーン等を用いて利用又は制限区域を明示する等）。 4.スペース確保の状況、確保にあたっての問題課題を駅長へ報告。 ・持ち主不明車両の強制移動が必要な場合は、筑西市災害対策本部に要請する。 ・広大なスペースに人や車両等が進入しないためのバリケードの設置。 ・指定避難所への移動呼びかけ。	
使用機材	標識（広域災害応急対策車両専用）、カラーコーン等	
場所		
関連様式	様式-2 施設担当部門エリア図 様式-6 災害時関係者緊急連絡先一覧 様式-7 災害用設備配置図 様式-10 防災拠点自動車駐車場（利用の禁止又は制限の指定範囲） 様式-11 防災拠点自動車駐車場（利用予定の車両情報）☑ 様式-12 防災拠点自動車駐車場（平常時の案内・可搬標識の保管場所）☑	
課題	特になし	

4.6.1. 汚損、水没箇所の一時的封鎖

業務の概要	風水雪害の場合にて、浸水等により汚泥やゴミ類で施設内が汚染された箇所を一時閉鎖	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	安否確認後速やかに開始し、発災後120分以降、適宜実施	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.破損等はないが、汚染された施設への立ち入りを禁止する対応を指示。 2.「道の駅」に避難している来客者や地域住民等に対し一時閉鎖の状況を周知。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.浸水による水没後、汚染の酷い箇所について利用者が立ち入らない様に封鎖する。 2.閉鎖状況については実施可能な媒体を用いて繰り返し周知すると共に、避難者などの要望を駅長に報告。 3.応急的な清掃作業に要する時間を駅長に報告。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-5.1 初期の被害チェックリスト(人的被害・建築物被害)	
	様式-5.2 初期の被害チェックリスト(付帯機能・電気・機能設備)	
	様式-5.3 初期の被害チェックリスト（状況記録図）	
課題	支障となる車両の移動がスムーズに行えるか。	

4. 6. 2. 施設機能復旧（施設洗浄・消毒、除水、除雪、汚泥除去等）

業務の概要	風水雪害の場合にて、浸水等により汚泥やゴミ類で施設内が汚染された箇所や施設機器の不具合が生じた箇所の復旧を行う	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	発災後120分以内（天候回復、安全確保の後実施）～発災後3日以降、状況に応じて早期に対応	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.施設外部（駐車場、通路、出入口、広場等）の使用可否に基づき、関係機関に復旧目途の連絡。 2.筑西市への報告と合わせて銀行、保険会社等へ災害補償等の協議開始。 3.対応の進捗状況を使用可能な媒体にて利用者に周知するよう指示。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.施設外部（駐車場、通路、出入口、広場等）の除水、除雪、汚泥除去。 2.建物の損傷や設備の被害箇所の応急措置。 3.一時閉鎖した施設内部の応急清掃。 4.衛生清掃事業者を手配しての消毒清掃。 5.対応状況を随時、駅長に報告。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-6 災害時関係者緊急連絡先一覧	
課題	特になし	

4.7.1.再開にむけた対応戦略の立案

業務の概要	二次被害の防止(建物・設備の被災状況の確認)結果を踏まえて、食料品・生活必需品の販売再開に向けた対応戦略を立案する。	
担当班	直売・物産課	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	直売・物産課
目標時間	発災後2週間以内、状況に応じ対応開始	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.建物・設備の被災状況を集約し、再開方針を立案する。	
	直売・物産課 1.建物・設備の被災状況や店舗の営業可否状況を確認する。 2.テナント出店者、施設のパート・アルバイトの出勤可否を確認する。 3.確認結果を駅長に報告する。 4.建物被害が大きい場合、ドライブスルーの活用、テント等での仮店舗営業を検討する。 5.インフラ被害の状況を踏まえて、実施可能な営業形態を検討する。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-9 出店テナント・生産者・商品供給先等連絡先一覧	
課題	特になし	

4.7.2. 人員、スペース、商品の確保

業務の概要	食料品・生活必需品の販売再開をするための人員、スペース、商品を確保。	
担当班	外商課	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	外商課
目標時間	発災後2週間以内、状況に応じて早期に対応	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.商品ごとの供給会社と連絡先リストを踏まえて商品確保。 2.各出店者の相談に応じた営業再開支援策（人員手配、資金面等）の立案。	
	外商課 1.テナント出店者の営業再開スケジュールの調整。 2,テナントの営業継続に関わる相談等の対応と整理。 3.地元生産者の被災状況の確認と再開までの状況確認。 4.出店者の状況を随時整理し、駅長へ報告。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-9 出店テナント・生産者・商品供給先等連絡先一覧	
課題	特になし	

4. 7. 3. 建物・設備の修理等手配

業務の概要	建物損傷や設備被害について、筑西市への報告と合わせて銀行、保険会社等へ災害補償等の協議開始	
担当班	直売・物産課	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	直売・物産課
目標時間	発災後2週間以内、状況に応じて早期に対応	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.筑西市や銀行、保険会社へ被災状況を連絡。 2.被害総額の試算及び筑西市との協議開始。	
	直売・物産課 1.建物損傷や設備被害について営業再開に向けた最低限の応急措置。 2.被害規模に応じ、補修可能か解体撤去が必要なのか専門事業者に確認依頼。 3.本格的な補修に向けての見積取得。	
使用機材		
場所		
関連様式	—	
課題	特になし	

4. 8. 1. 感染症の予防や拡大防止対策の実施

業務の概要	・健康管理や衛生管理、各施設の消毒等を実施。 ・感染疑い者・発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施。	
担当班	各部署リーダー（及び発災時出勤者）	
責任者 実施体制	道の駅 駅長（代理：総務課）	各部署リーダー（及び発災時出勤者）
目標時間	常時実施	
役割及び 実施内容	道の駅 駅長（代理：総務課） 1.感染症流行期において、感染症対策の実施を指示。 2.全従業員の健康状態の確認と消毒場所の選定、及び消毒実施を指示。 3.感染者が発生した場合における筑西市への報告方法の協議。 4.飲食事業者における感染症対策のチェック。	
	各部署リーダー（及び発災時出勤者） 1.感染流行期の従業員健康管理として、施設の消毒、消毒液等の設置、三密防止や換気徹底。 2.飲食事業における衛生関連の法定点検結果を確認、実際の衛生状況を目視確認。 3.感染疑い者が発生した場合、移動経路場所、接触者の調査。 4.従業員はじめパート・アルバイト等も含めた関係者全体への周知啓蒙による予防、拡大防止。 5.感染防止対策の実施状況を駅長へ報告。	
使用機材		
場所		
関連様式	様式-8 従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー	
課題	特になし	

5. その他資料（マニュアル類、チェックリスト等）

- ・次頁より、マニュアル類、チェックリスト等を取りまとめる。

道の駅「グランテラス筑西」業務継続計画（BCP）：本項のポイント	
・本項資料は実際の作業時に用いる様式となることから、今後作業が生じていく中で必要に応じ取捨選択や見直しを行い、活用しやすい内容としていくことが望ましい。	
作成日：2024 年 1 月	改訂日：

